第4章 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

関連するSDGs











板橋区は、工業のまちとして発展し、かつては大気汚染や水質汚濁などの公害が起こ りましたが、公害関係法令に基づく対策などにより、次第に従来のような環境汚染は見 られなくなりました。一方、近年は、工場からの騒音などの公害苦情が目立っているた め、こうした問題への適切な対応が必要です。放射線や微小粒子状物質(PM25)などの 新たな大気汚染問題も発生してきており、区では状態を継続的に測定・監視し、わかり やすい形で情報提供を行っています。

また、景観への配慮に対する関心も高まっており、良好な景観形成への取り組みを進 めています。

大気環境の保全 第1節

板橋区の大気汚染の概況 1

大気汚染物質とは、自然発生源及び人 為的発生源から排出されて大気を汚染す る様々な物質の総称で、発生形状もガス、 粒子、スモッグ、蒸気など多様です。

自然発生源による汚染には海塩や土壌 に由来するもののほか、2000(平成12) 年の三宅島噴火の際に都内でも見られた ように、火山ガスによる硫黄酸化物濃度 の急激な上昇といった例もあります。

人為的発生源は固定発生源(工場など) と移動発生源(自動車など)に大別され ます。固定発生源からの排出は規制の強 化や対策技術の向上により大幅に改善し ています。また、移動発生源についても、 自動車排気ガスの規制強化や交通対策の

進展などにより、少しずつ改善の傾向に あります。

板橋区には幹線道路である国道(中山 道、川越街道等)、都道(環状7号、山 手通り、環状8号、高島通り等) や高架 の首都高速道路が縦横に走っており、自 動車の排気ガスによる大気汚染の一層の 改善が望まれています。

健康を維持する上で望ましい環境上の 条件として、環境基本法の規定に基づき 表2-4-1のとおり大気汚染物質の環境基 準が定められています。

また、1996(平成8)年の大気汚染防 止法改正により規定された有害大気汚染 物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチ レン、テトラクロロエチレンに加えて

表2-4-1	大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15µg/㎡以下であり、かつ、1日平均値が35µg/㎡以下であること
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又は、それ以下であること
光化学オキシダント(0x)	1時間値が0.06ppm以下であること

2001(平成13)年4月にジクロロメタ ンの環境基準が設定されました。そして、 微小粒子状物質(PM25)についても 2009 (平成21) 年9月に環境基準が告 示されました。

特に大和町交差点は、環状7号と中山道 が交差し、首都高速5号線が中山道にふ たをする形で走る三重の立体交差となっ ています。3本の道路はそれぞれが大型 車の割合が多い幹線道路で、二酸化窒素 (NO₂)は1999(平成11)年度から 2002 (平成14) 年度まで4年連続で全 国ワースト1位であり、毎日約24万台 (2001(平成13)年7月調査)の交通 量がありました。その後、NO2は2003 (平成15)年度に4位となり、2004 (平成16)年度から2006(平成18)

年度は3位、2007(平成19)年度は4 位、2008(平成20)、2009(平成21) 年度は3位となりました。2011(平成 23) 年度からは表2-4-2のとおりNO₂濃 度は毎年環境基準を達成しています。ま た、浮遊粒子状物質(SPM)は、2000 (平成12)年度から2002(平成14) 年度は全国ワースト2位、2003(平成 15) 年度は3位でしたが、2004(平成 16) 年度に0.081mg/m³となって環境 基準を達成しました。それ以降、SPM濃 度は改善傾向にあり、直近のSPM濃度は 表2-4-3のとおり過去10年間連続で環境 基準を達成しています。SPM濃度の減少 は、大和町交差点のオープンスペース化 やディーゼル車規制等複合的な対策の効 果によると考えられます。

表2-4-2 NO2濃度(98%値)の全国ワースト記録

(単位: ppm) 順位 年度 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H20 H21 玉川通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 環七通り 測 上馬 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 松原橋 定 1 東京都 局 世田谷区 大田区 大田区 大田区 大田区 大田区 大田区 大田区 大田区 大田区 結 0.078 0.076 0.073 0.072 0.073 0.065 0.063 0.070 0.063 0.065 果 環七通り 池上新田 池上新田 池上新田 玉川通り 池上新田 池上新田 池上新田 測 納屋 武庫川 松原橋 公園前 公園前 公園前 上馬 公園前 公園前 公園前 定 三重県 神奈川県 神奈川県 神奈川県 兵庫県尼 2 東京都 神奈川県 東京都 神奈川県 神奈川県 局 大田区 四日市市 川崎市 川崎市 世田谷区 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市 崎市 結 0.077 0.071 0.068 0.064 0.066 0.063 0.061 0.059 0.058 0.057 果 中山道 中山道 玉川诵り 松戸 玉川诵り 黑崎測定 玉川诵り 玉川诵り 玉川诵り 中山道 測 上本郷 大和町 大和町 上馬 上馬 所 上馬 上馬 上馬 大和町 定 3 東京都 東京都 東京都 千葉県 東京都 福岡県 東京都 東京都 東京都 東京都 局 板橋区 板橋区 世田谷区 松戸市 世田谷区 北九州市 世田谷区 世田谷区 世田谷区 板橋区 結 0.073 0.070 0.067 0.060 0.061 0.062 0.059 0.058 0.056 0.057

山山道大和町交差占における全国順位

<u> </u>	<u>19 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 </u>	1-0317 0 3								
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日平均98%個	0.070	0.070	0.062	0.059	0.059	0.060	0.058	0.057	0.053	0.057
全国ワースト順位	3位	3位	6位	7位	5位	5位	4位	4位	4位	3位

環境基準 1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。 評価方法 1日平均値の年間98%値を環境基準と比較する。

表2-4-3 大和町交差点のSPM濃度(2%除外値)の経年変化

浮遊粒子状物質の	日平均值	直の2%隊	除外值 :	環境基準	0.10以	下	(単位:mg/m³)					
測定局〜年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30		
中山道大和町	0. 062	0. 062	0. 059	0. 049	0. 063	0. 053	0. 051	0. 044	0.040	0. 038		

2 大気汚染状況の把握

(1) 大気汚染の監視

大気汚染状況を把握するため、1979(昭和54)年に区内に初めて大気汚染測定室が設置され、現在は図2-4-1のとおり6測定室(7測定地点)で表2-4-4のとおり大気汚染などを24時間常時測定し、結果を収集しています。

また、区内に設置されている東京都の2測定局((都)板橋氷川及び(都)大和)の大気汚染測定データも板橋区役所へ伝送されています。

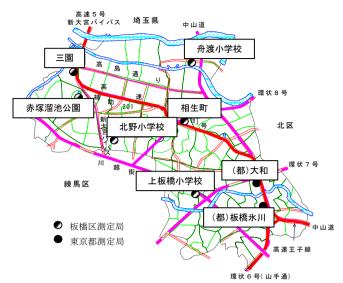


図 2-4-1 板橋区内幹線道路及び常時測定室

表2-4-4 板橋区環境監視システム常時測定室と測定項目(2019(平成31)年4月現在)

_	-		$\kappa_{\mathcal{P}_{\mathbf{U}}}$ $\mathbf{m}_{\mathcal{U}}$	ノヘノム中心がた土しがん	ᆫᄳ	_	_	\cup 1	\circ	\ <i>\</i>	- ~-	' ' /	\neg	ナフルに
	測定種別	測定室	用途地域	所 在 地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	騒音	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
		赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)		0	0	0						S53
	_	舟渡小学校	エ 業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)		0	0	0				0	0	S53
	般環	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)		0	0	0				0	0	S52
	境	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)		0	0	0				0		S54
		(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)		0	0	0		0		0	0	S44
	,	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				0			0			S54
	道 路	三園	準 住 居	三園1-47先(三園歩道橋下)	0		0	0	0		0			H4
	沿道	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			0	0		0	0			H25
	ļ	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			0	0	0	0				S47

- ※ (都)板橋氷川及び(都)大和は、東京都が板橋区内に設置した常時測定局です。 この資料集に掲載した(都)板橋氷川及び(都)大和のデータは、東京都のデータ を基に板橋区が集計したものです。
- ※ 泉町測定室(泉町43先)では、1978(昭和53)年度から2005(平成17)年度 まで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速等を測定していました。
- ※ 2013 (平成25) 年度に西台中学校前測定室は、相生町測定室へ移設しました。

(2) 測定結果

大気汚染測定結果は表2-4-5のとおりです。2018(平成30)年度の二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)は区内測定室全てで環境基準を達成できました。

また、東京都では、2011(平成23) 年度から大和町、2012(平成24)年度 から板橋本町の測定局において、微小粒子状物質 $(PM_{2.5})$ の測定を開始しています。板橋区では、2013 (平成25) 年9月から相生町の測定局において、微小粒子状物質 $(PM_{2.5})$ の測定を開始しています。

表2-4-5 環境基準達成状況

○: 環境基準以下	×:環境基準を超えている	一:測定無し
\	ハ・株先坐中と促んしても	· /// /C /// \

																													_	_	
	年度	:	二酸	化	窒素	ØIII	浮	遊粒	子丬	犬物	質	7.	+	シケ	ハ	,		二酸	化	硫黄	Ţ	•	一酸	化	炭素	roju	微	小粒	[子:	状物	質
			(1	NO:	2)		(SPM)				(Ox)				(;	SO	2)		(co)					(PM _{2.5})							
測定	室	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
	赤塚溜池公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	-	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	
<u> -</u>	舟渡小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
般環	北野小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_
境	上板橋小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-	_	-	_
	(都)板橋氷川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	-	ı	-	-	_	ı	ı	-	_	_	×	0	0	0	0
	西台中学校前	-		ı			ı	ı	1	1		ı	ı			-			ı	1	_	-	ı	ı	1	1		ı	_	-	
道	上板橋小学校	0	0	0	0	0	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-	_	-	_
路沿	三園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	-	_	-	$\overline{-}$
道	相生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		ı	ı	ı	_			-	_	_			-	_	_	×	0	0	0	0
	(都)大和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×

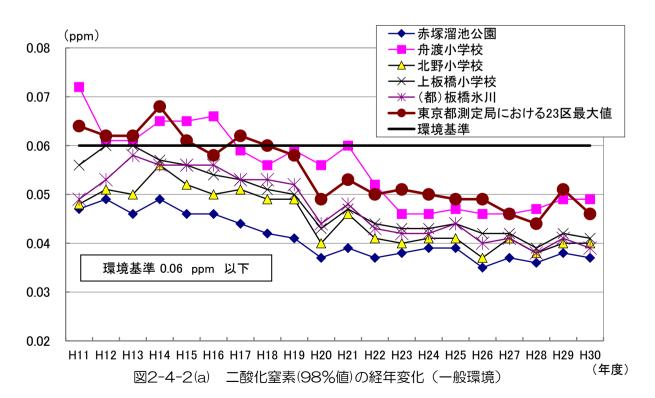
※ 「(都)板橋氷川」及び「(都)大和」は、東京都の常時測定局

① 二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物の一つである二酸化窒素 (NO2)は、ぜんそくなどの呼吸器系疾患や酸性雨の原因物質であるとともに、 光化学オキシダントの生成にも関与しています。

主として高温燃焼によって生成した一酸化窒素(NO)が、オゾン(O₃)等により酸化されてできる燃焼二次生成物で

す。自動車からの排出のほかに、工場や家庭からの排出も無視できません。二酸化窒素(NO₂)の環境基準達成状況の経年変化は図2-4-2のとおりです。一般環境、道路沿道の全ての測定室で環境基準を達成しています。中山道・環状7号線・首都高速5号線が通っている大和町交差点では2010(平成22)年度から9年連続で環境基準を達成しています。



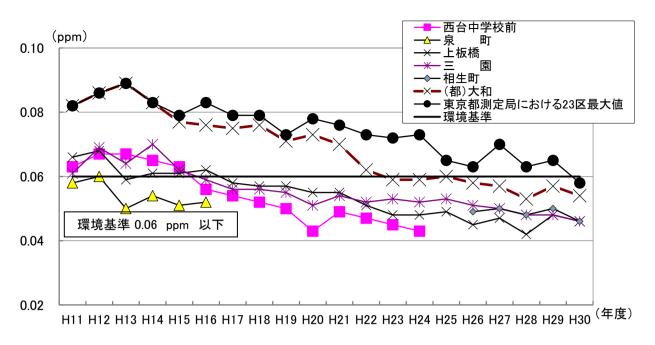


図2-4-2(b) 二酸化窒素(98%値)の経年変化(道路沿道)

② 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質(SPM)は、大気中に 浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μm(マイクロメートル 1μmは1mm の1000分の1)以下のものをいいます。 微小なため大気中に長期間滞留し、肺や 気管などに沈着して、呼吸器に影響を及 ぼします。

SPMには、工場などから排出されるばいじんや粉じん、自動車の排出ガス等人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがあります。また、生成機構の違いにより、発生源から

直接粒子として大気中に排出される一次粒子と、ガス状物質として排出されたものが大気中で光化学反応などにより粒子に変化した二次粒子に分類されます。

SPM濃度の日平均値の2%除外値の経年変化は図2-4-3のとおりです。濃度は改善傾向にあり、現在は一般環境と道路沿道全てで環境基準を達成しています。これは、東京都のディーゼル車規制や区内を走行する低公害車の割合が増えたことによる効果と考えられます。

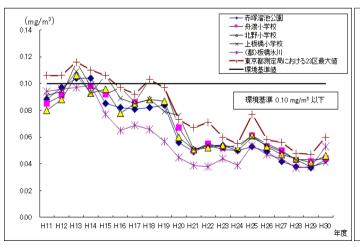


図2-4-3(a) 浮遊粒子状物質の経年変化(一般環境)

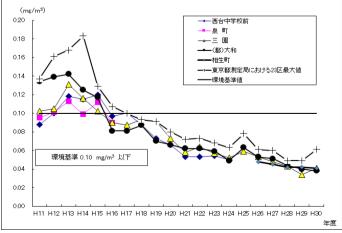


図2-4-3(b) 浮遊粒子状物質の経年変化(道路沿道)

③ 微小粒子状物質 (PM25)

微小粒子状物質 $(PM_{2.5})$ は、大気中に 浮遊している直径2.5 μ m $(マイクロメートル 1<math>\mu$ mは1 μ mの1000分の1) 以下 の小さな粒子のことです。 $PM_{2.5}$ は非常に 小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、 肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系へ の影響に加え、循環器系への影響が心配 されています。また、2013 (平成25) 年10月に世界保健機関 (WHO) の専門 組織が、 $PM_{2.5}$ 等の大気汚染物質には発が ん性があると発表しています。 $PM_{2.5}$ は、 自動車や船舶、工場、火力発電所等様々 な発生源が考えられます。

現在の状況を把握するため、東京都は 2011(平成23)年度に大和町、2012 (平成24)年度に板橋本町、板橋区は 2013(平成25)年9月に相生町でPM_{2.5} の常時測定(年間を通しての24時間連続 測定)を開始しました。

2018(平成30)年度の調査結果は表 2-4-6のとおりです。調査結果を環境基準値と比べると、大和町以外では2015 (平成27)年度以降環境基準を満たしていることがわかります。なお、環境基準は、日平均値の98%値(※)と年平均値 (一年を通じた平均値)の両方の基準値を満たさなくてはなりません。

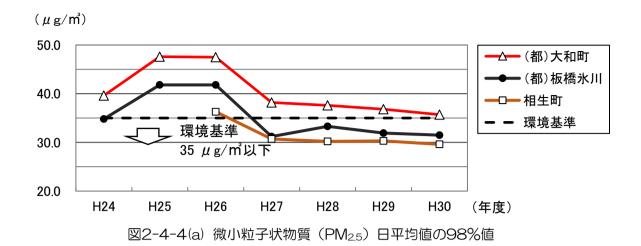
※ 日平均値の98%値:1年間に測定された全ての日平均値(一日における平均値)を低い方から数えて98%の値のこと。例として、日平均値が365個ある場合は低い方から数えて98%に該当する第358番目の日平均値。つまり、一年を通じて8番目に高い日平均値のこと。

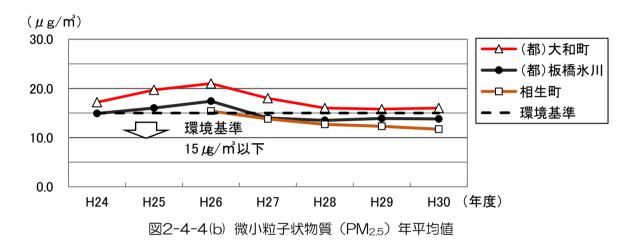
表2-4-6 微小粒子状物質 (PM₂₅) の調査結果

(単位:ug/m³)

		_					(
測定室	評価項目			環境					
- 例足至	計逥項日	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	基準
	日平均値の98%値	-	-	36.3	30.7	30.2	30.3	29.6	35以下
相生町	年平均値	-	_	15.4	13.8	12.7	12.3	11.7	15以下
	環境基準達成状況	-	_	×	0	0	0	0	
	日平均値の98%値	34.8	41.8	41.8	31.2	33.3	31.9	31.5	35以下
(都)板橋氷川	年平均値	14.9	16.0	17.4	14.0	13.5	13.9	13.8	15以下
	環境基準達成状況	0	×	×	0	0	0	0	
	日平均値の98%値	39.6	47.6	47.5	38.2	37.6	36.8	35.7	35以下
(都)大和町	年平均値	17.2	19.7	21.0	18.0	16.0	15.8	16.0	15以下
	環境基準達成状況	×	×	×	×	×	×	×	

〇:環境基準達成 ×:環境基準未達成 一:年間測定無し





また、板橋区では「(3)②微小粒子 状物質($PM_{2.5}$)における情報発信」内で 後述するとおり、 $PM_{2.5}$ に関する独自基準 を定め、濃度レベルを区分しています。 濃度レベルが上昇した際の発生日数の経年変化は図2-4-5のとおりで、濃度レベルが上昇する日数は減少していることがわかります。

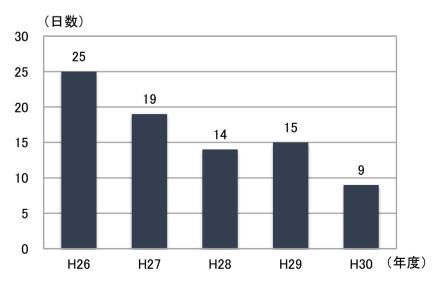


図2-4-5 微小粒子状物質(PM_{2.5})の基準値Bレベル 以上(35 μg/m³超)の日数

④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、5月から9月の気温が上昇する夏季に、窒素酸化物と炭化水素(ガソリンなどの蒸気)が太陽の紫外線のもとで反応してできるオゾンなどの酸化力の強い汚染物質です。光化学オキシダントの人体に対する影響は主として急性毒性であり、環境基準は他の汚染物質と異なり、年間で1時間値が0.06ppmを超えたかどうかの短期評価のみが設定されています。

光化学オキシダントの1時間値の最大値

の経年変化は図2-4-6のとおりです。区内の測定点では年度ごとにばらつきが大きいものの、過去20年間環境基準が達成されていません。

また、光化学スモッグの注意報等の発 令回数及び被害届出数の経年変化は表2-4-7のとおりです。光化学スモッグ注意 報等は東京都が発令しており、板橋区は 区西部に属しています。2018(平成30) 年度における区西部での学校情報は16回、 注意報は4回発令されています。

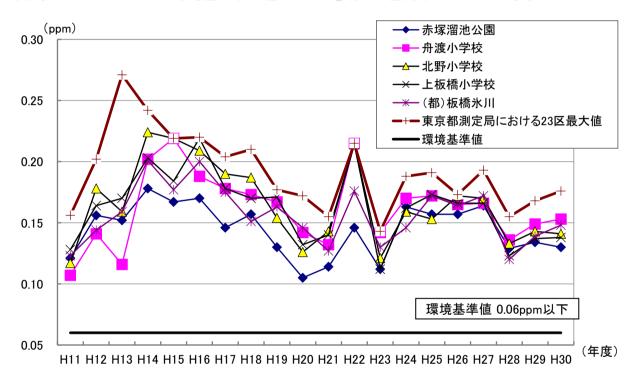


図2-4-6 光化学オキシダントの1時間値の最大値の経年変化

表2-4-7 光化学スモッグの注意報等の発令回数及び被害届出者数の経年変化

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
予報		0	5	0	2	11	5	8	0	5	4
学校情報	都 内	20	38	19	16	28	28	25	15	17	22
子仪相拟	区西部	10	22	13	9	16	11	18	6	9	16
注意報	都 内	7	20	9	4	17	9	14	5	6	9
/二忠和	区西部	4	11	5	3	8	3	11	2	5	4
警 報	都 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言戦	区西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害届出者数	都内	0	18	0	0	2	0	0	0	0	0
拟古畑山有奴	板橋区内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 板橋区は平成9年度までは中部地域でしたが、平成10年度から区西部地域に変更されました。

⑤ 二酸化硫黄(SO₂),一酸化炭素(CO)

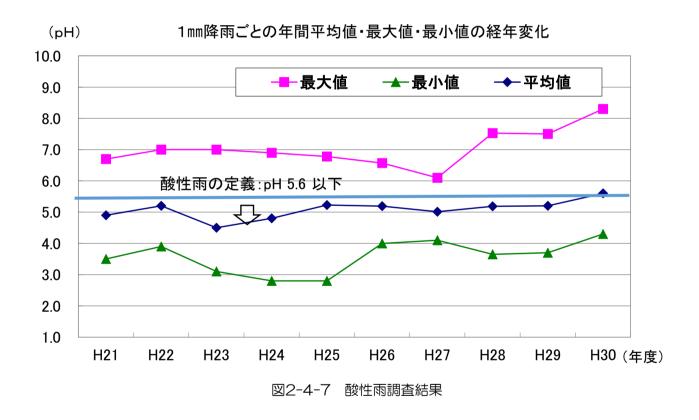
区内の二酸化硫黄(SO₂)は、1980 (昭和55)年以降、継続して環境基準を 達成しています。一酸化炭素(CO)は、 自動車の排ガス規制の強化により1969 (昭和44)年をピークに減少し、区内で も1979(昭和54)年以降は環境基準を 達成しています。このため、1998(平 成10)年度からは三園測定室を除き測定 を中止しています。

6 酸性雨

酸性雨は、雨滴に酸性物質が直接取り込まれたり、水滴中の反応で酸性物質が

生成されたりしてできる酸性の雨です。 区では1980(昭和55)年から板橋区保健所の屋上で調査を実施しています。酸性の強さを示す尺度としてはpHという値が使われています。pH7が中性で、それ以下が酸性です。一般的にはpH5.6以下が酸性雨とされています。

酸性雨調査結果の経年変化は図2-4-7 のとおりです。2009(平成21)年度からの各年度の経年変化はほぼ横ばいとなっています。



(3) 測定結果の公表

板橋区の大気汚染などの監視測定データは、板橋区公式ホームページ内にて「板橋区大気情報公開システム」(URL http://itabashi-air.jp/)で1時間ごとに公表しています。また、測定結果は年度ごとに板橋区環境白書として取りまとめ、区のホームページに掲載するとともに、冊子として発行しています。

微小粒子状物質(PM_{2.5})に関しては特に発信の手段を増やして対応しています。

「板橋区大気情報公開システム」による 大気汚染状況全般について

「板橋区大気情報公開システム」のトップページは図2-4-8のとおりです。

本ページでは板橋区の地図上に最新時刻の大気汚染物質濃度の測定結果が表示されます。また、測定結果の数値が高い時は表示されている値がオレンジ色や赤色になります。

その他、測定結果は大気汚染物質ごと にグラフとして濃度傾向を見ることもで きます。

② 微小粒子状物質 (PM25) における情報発信

板橋区では独自にPM_{2.5}における濃度レベルを設定しています。

その濃度レベルは図2-4-9のとおりであり、濃度レベルの高い順にAレベル、Bレベル、Cレベルの3段階に分けて対応を行っています。

また、濃度レベル別行動の目安は表2-4-8のとおりです。

板橋区で設定した最も高い濃度レベルであるAレベルは国の注意喚起指針相当の数値であり、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は健康影響が生じる可能性があるため、慎重に行動する必要があります。

Bレベルは健康影響が生じないと考えられますが、濃度レベルが上昇傾向にあることを迅速に区民へ知らせるために設定しました。

なお、2013(平成25)年度に行動の 目安が定められてから2018(平成30) 年度に至るまでAレベルになったことは 一度もありません。

◆ 板橋区大気情報公開システム ※京都部外のプイージ ^ SO2 SPM NO2 NO ()X CO 風向 風速 温度 湿度 軽音 PM2.5 時報地図表示 2019年 10月 7日 19時 **光化学オキシダント(OX)** 単位:ppm 環境基準は「1時間値が0.06ppm以下であること。」です 時報表示 日報表示 前時 年報表示 T. 時間変化グラフ 0.028 日平均グラフ 月を選択 赤塚 微小粒子状物質 (PM2.5)情報 0.026 日を選択 北野 測定地点と項目 時を選択 BEN THE 0.030 測定室の情報と 測定項目の一覧 読込 環境用語 上板橋 測定項目、単位 環境基準などの ダウンロート 月報

図2-4-8 板橋区大気情報公開システム画面

板橋区独自基準 局 **Aレベル** 国の注意喚起 午前:85µg/m³超 指針相当 午後:80 ug/m3 超 Bレベル 区のお知らせ 午前・午後とも ・ツイッター 等 35μg/m³ 超 Cレベル 午前・午後とも 低 35μg/m³ 以下

※ マイクログラム(μg)= 1 mg の1/1000

図2-4-9 PM₂₅濃度レベル基準

表2-4-8 PM_{2.5}濃度レベル別行動の目安

レベル	ALL TO THE LONG OF	行動の目安
	午前の結果	午後の結果
	(午前5時~午前7時の1時間値の	(午前5時~正午の1時間値の平均値によって
	平均値によって1局の午前中の数	1局の午前中の数値を算出し、測定局3局の
	値を算出し、測定局3局のうち、	うち最大値)
	2番目に大きい数値)	
Α	「85マイクログラム/㎡」超	「80マイクログラム/㎡」超
	日平均値が注意喚起のための暫定指	針値である「70マイクログラム/㎡」を超え
	る可能性があります。	
	不要不急の外出や屋外での長時間の	激しい運動をできるだけ減らしてください。
	呼吸器系や循環器系疾患のある方、	小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より
	慎重に行動しましょう。	
В	「85マイクログラム/㎡」以下	「80マイクログラム/㎡」以下
	「35マイクログラム/㎡」超	「35マイクログラム/㎡」超
	1時間値の平均値が環境基準である	日平均値「35マイクログラム/m3」を超えて
	います。特に行動を制約する必要は	ありませんが体調の変化に注意しましょう。
С	「35マイクログラム/㎡」以下	「35マイクログラム/㎡」以下
	1時間値の平均値が環境基準である	日平均値「35マイクログラム/m3」以下でし
	た。体調の変化等に注意しましょう	0

ア ホームページ

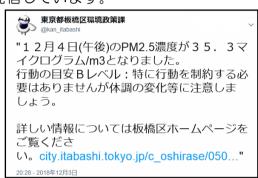
板橋区公式ホームページ内にて、PM_{2.5} に関する解説等の情報を掲載しています。 濃度レベルがBレベル以上となった際に、 濃度レベルが上昇している旨の情報も掲載されます。 また、「板橋区大気情報公開システム」内にて、現在のPM2.5濃度がどのレベルにあるのか見ることができるほか、現在の濃度レベルにおける行動指標も併せて掲載しています。

■微小粒子状物質(PM_{2.5})情報掲載例

時報地図表示 板橋区におけるPM2.5の濃度をお知らせいたします 時報表示 お知らせは、午前と午後の1日2回お知らせいたします 日報表示 年報表示 前日 2019年 10月7日(月)午後のPM2.5濃度は 6.0 マイクログラム/m3です。 時間変化グラブ 翌 日 日平均グラフ 最 新 PM2.5濃度レベルは C です <u>微小粒子状物質</u> (PM2.5)情報 午前 午後 「レベルに応じた行動の目安」を参考にしてください。 測定地点と項目 即定室の情報と

イ ツイッター

板橋区環境政策課では「板橋区環境政策課公式ツイッター」(ツイッターアカウント @kan_itabashi)で、区のイベント情報、新たな環境施策、大気汚染情報などについて情報を発信しています。ツイッターにおけるPM2.5情報は、主にPM2.5の濃度レベルがBレベル以上になった際に情報発信しています。また、濃度レベルがBレベル以上になった場合も情報発信しています。



ウ 庁内掲示

PM_{2.5}の濃度レベルがBレベル以上になった際は、板橋区役所本庁舎にPM_{2.5}の濃度レベル等を記載した掲示物を掲示することで、区役所へ来庁された方等に情報発信を行っています。



3 大気汚染対策

(1) 大和町交差点

① 環境対策

大和町交差点は、国道17号、環状7号線及び首都高速5号線が立体交差する3層構造の交差点です。沿道には中低層ビルが立ち並び、半閉鎖的な道路空間となっており、大気汚染状況調査では、二酸化窒素(NO2)や浮遊粒子状物質(SPM)の濃度が全国のワースト上位に位置する沿道環境が著しく悪い地点となっていました。

1993(平成5)年に学識経験者等からなる「大和町交差点環境対策検討委員会」を設置し、1997(平成9)年3月に環境対策案が提案されました。

対策案のうち、「土壌を用いた大気浄化等案」について、1998(平成10)から1999(平成11)年度に公募実験を行い、小規模な装置では一定の除去能力があることがわかりましたが、本交差点のNOXを除去するためには、大きな規模の装置を用いる必要があることから、2001(平成13)から2003(平成15)年度において、土壌を用いた大気浄化の実験施設によるフィールド実験を実施しました。

■土壌を用いた大気浄化実験施設



2005 (平成17) 年3月には交差点の 北西角地に空間を作り、広場・緑地等を 整備して「YUMEパーク・大和町」と名 付けました。また、2013 (平成25) 年 3月に南東角地を「本町街かど公園」と して整備しました。

その他の環境対策として、歩車道境界の遮音パネルへの光触媒の塗布や、交差点中央部への換気施設4基の設置などを実施しています。

また、新たな取組みの一つとして、高活性炭素繊維(ACF)を用いた大気浄化技術について、2011(平成23)年度よりフィールド実験を行っています。

■光触媒(ガードパイプ)



■換気施設



■YUMEパーク・大和町



■本町街かど公園



■光触媒(首都高速道路橋脚部)



■ACFパネル



② 大気汚染状況

(中山道大和町自動車排出ガス測定局)

2009(平成21)から2018(平成) 30年度における大和町交差点の二酸化窒素(NO₂)濃度は、2010(平成22)年度までは環境基準を超過する結果となっていましたが、2011(平成23)年度以降は環境基準を下回る結果となっています(図2-4-10)。また、2009(平成21)年度以降の浮遊粒子状物質(SPM)濃度は環境基準を下回る結果となっています(図2-4-11)。

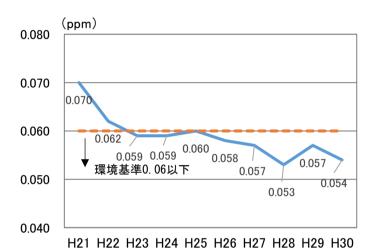


図 2-4-10 二酸化窒素 (NO₂) 日平均値の年間98%値

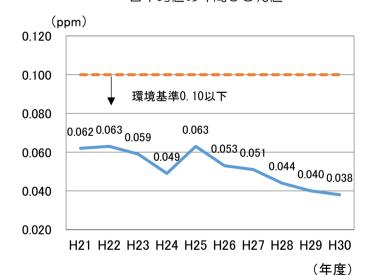


図 2-4-11 浮遊粒子状物質(SPM) 日平均値の2%除外値

(2) 板橋区の自動車公害対策

区内にある大和町交差点は、日本国内 でも有数の大気汚染が著しい交差点です。 2011 (平成23) 年度には、日本全国の 自動車排ガス測定地点のワースト10にお いて、二酸化窒素濃度で全国ワースト5 位となっていますが、2011(平成23) 年度以降は環境基準を達成しており、大 和町交差点の大気汚染は改善傾向にあり ます。浮遊粒子状物質濃度は、全国的な 改善の傾向から2004(平成16)年度に 環境基準を達成しました。この大和町交 差点は国道17号線と環状7号線が立体に 交差し、その上を首都高速5号線が国道 17号線にふたをするように走り、さらに 周囲に中低層のビルがあるため、自動車 排出ガスの逃げ場がない交差点になって います。このような状況の中で、板橋区 が、自動車公害対策として重点を置いて きたのが大和町交差点のオープンスペー ス化などです。

① 低公害車の率先導入

(年度)

板橋区の低公害車導入は、1988(昭和63)年度にメタノール自動車1台を導入したのが始まりで、2019(平成31)年3月31日現在、板橋区使用車103台中75台の低公害車を導入しています。その内訳は、天然ガス自動車2台、ハイブリッド自動車13台、指定低公害車60台となっています。区は、庁有車を導入する場合、原則として低公害車または指定低公害車を導入しています。なお、1999(平成11)年度からメタノール車の製造を中成11)年度からメタノール車の製造を中止したため、現在はメタノール車の普及啓発は実施していません。

② 冬期の自動車排出ガス対策

大気汚染の原因物質である窒素酸化物などは首都圏において約7割が自動車から排出され、寒冷な空気に覆われる冬期

にその濃度が高まる傾向にあります。そこで、11月から1月までの3カ月間は区内事業者や区民の皆様に自動車使用を控えるよう呼びかけています。

板橋区で使用している車の使用についても水曜日はノーカーデーの強化期間として自動車使用を控えています。

③ アイドリングストップの啓発

アイドリングとは、駐車又は停車した車がエンジンをかけたままにしている状態をいいます。アイドリングは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出や無駄な燃料の消費となるだけではなく、近隣住民への騒音問題にもなっています。

「エコポリス板橋クリーン条例」の中では、駐車又は停車する場合には不要なアイドリングを停止しなければならないと規定しています。区では、アイドリングで困っている区民の皆様や駐車場管理者にアイドリングストップ啓発看板を無料で配付することで、アイドリングに対する啓発活動を行っています。

④ カーシェアリングの普及促進

カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の人が共同で利用することをいいます。自動車を共同で利用すると社会全体の自動車の台数が減り、交通渋滞の解消、自動車の排気ガスの削減がなされ、環境改善につながるものとして期待されています。

区では、カーシェアリングの普及を図るために情報提供を行っており、特に低公害車の利用を推奨しています。

(3)固定発生源対策

(工場・事業場対策)の推進

工場・事業場における事業活動に伴い 発生する、ばい煙、粉じん等に関しては、 その排出等を大気汚染防止法と東京都環 境確保条例により規制・指導しています。 施設や工場の設置・変更には、大気汚染 防止法による届出や東京都環境確保条例 による認可が必要とされています。

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、燃料規制や濃度規制(K値規制)に加え、1974(昭和49)年からは、一定規模以上の工場、事業場に対して総量規制を実施しています。都内では、工場・事業場の燃料の使用量に応じて硫黄分の少ない燃料を使用するよう義務づけられ、最近では、硫黄分の少ない良質の重油に替えたり、硫黄分をほとんど含まない規制対象外の灯油、都市ガスを使用したりする工場・事業場が増えています。

区では、毎年、重油の1日最大使用量が300ℓ以上の工場・事業場を対象に重油のサンプリングを行い、分析し、基準を超えた工場・事業場に対して指導を行っています。2018(平成30)年度に調査を行った工場・事業場は7事業所あり、基準を超えた工場・事業場はありませんでした。

また、総量規制(区内における汚染物質の削減目標を決め、工場・事業所単位での排出量の規制を行う方法)は、汚染物質の総量を環境基準の達成・維持に見合うところまで減らす目的で導入されました。対象は、23区と周辺5市内の、原料及び燃料の使用量を重油の量に換算して、定格300ℓ/時以上、または定格100~300ℓ/時、かつ2,000ℓ/日以上の工場・事業場となります。

② 窒素酸化物

東京都は大気汚染防止法に基づき、 1982(昭和57)年11月に、窒素酸化物の総量規制を実施しています。対象は 23区と周辺5市内の、原料及び燃料の使 用量を重油の量に換算して、定格1kℓ/ 時以上である工場・事業場となります。

③ 特定粉じん対策

大気汚染防止法・東京都環境確保条例 により、解体・改修を行う建築物等のア スベスト含有建材の使用状況について、 解体等工事の受注者又は自主施行者には、 事前調査の実施等が義務付けられていま す。

また、アスベスト含有吹付け材等を使用した建築物等の解体・改修時における アスベスト飛散防止対策として、作業基 準が定められています。

区では、アスベスト含有吹付け材等が使用されている建築物等の解体・改修の際には、大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づき届出を受理し、現場調査を行い、アスベスト飛散防止対策の指導を実施しています。

(4) 大気汚染による被害の救済

大気汚染による健康被害として、慢性 気管支炎、気管支ぜん息など呼吸器系の 病気があります。このような健康被害を 救済するため、1973(昭和48)年に 「公害健康被害補償法」が制定され、板 橋区では1975 (昭和50)年に救済の対 象となる指定地域となりました。以後、 認定患者に対しては、療養費や障害補償 費の給付等が行われてきました。しかし、 固定発生源からの大気汚染が改善傾向に あるとして、1988 (昭和63) 年に法律 が改正され、地域指定が全て解除されま した(1988(昭和63)年3月から新規 認定なし)。また、これとは別に、都で は1972 (昭和47) 年に「大気汚染に係 る健康障害者に対する医療費の助成に関 する条例」を制定し、18歳未満の気管支 ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支

炎、肺気腫患者に対して、医療費の自己 負担分を助成しています。

「アスベスト問題」について

2005(平成17)年6月、アスベスト工場付近の住民が、アスベストが原因と考えられる病気で亡くなったということが明らかになり、大きな社会問題となりました。

アスベストは、建築材料をはじめとして防火材・保温材など様々な用途に用いられてきました。吹付けアスベストは1964(昭和39)年頃からビルなどの耐火建材として使われ始めましたが、労働安全衛生の面から1975(昭和50)年にアスベストの吹付けは原則禁止されました。近年、これらの吹付けアスベストが使用された建築物が建て替えの時期を迎えつつあり、解体による環境への飛散防止対策が新たな課題となっています。

板橋区では、環境政策課・施設経営課・産業振興課・予防対策課・建築指導課・住宅政策課が連携して、建築面・健康面・費用面から様々な対応を実施しています。問合せ先は、以下のとおりです。

● 石綿含有建築物等の解体等工事に関する届出

石綿分析調査に要する費用の一部助成 環境政策課 (3579-2594)

● 公共施設への対応施設経営課(3579-2582)

● 除去費用に関する融資【中小企業向け】 <u>産業振興課</u> (3579-2172)

● 健康相談 予防対策課 (3579-2303)

● 既存建築物の維持管理及び増改築、大規模修繕・模様替え

建築指導課 (3579-2578)

● 除去を含むリフォーム工事の金利優遇措置【一般住宅向け】

住宅政策課 (3579-2186)

区は、「板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針」を策定し、建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業に伴うアスベストの飛散防止対策を図り、調査・届出・掲示・事前の近隣への説明を行うことで近隣住民の不安を解消するよう求めています。(指針の詳細は、環境政策課生活環境保全係のホームページに掲載しています。)

建築物等に使用されている吹付け材又は保温材のアスベストの有無を調べたい区民・事業者に対し、 分析調査費用の一部を助成しています(最高5万円を限度とし分析費用の1/2を助成します)。

大気汚染防止法関係では、2014(平成26)年6月から、アスベストの有無の事前調査や発注者への調査結果の説明が義務化され、また届出義務者が発注者や自ら施工する者に変更になりました。

第2節 放射線対策

1 背景

2011 (平成23) 年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所での事故発生後、大気中の放射線量等について、健康被害への心配の声が寄でいたことを受け、区民の安心をより確くなものとするため、区では、2011 (平成23) 年6月から空間放射線量の測定を実施しています。また、文部科学省のの実施しています。また、市町村単位のルスを関放射線量で毎時0.1マイクロシーベが、国が指定する汚染状況重点調査区域には該当しています。

※ シーベルト…放射能の人体への影響量を表す単位。1マイクロシーベルトは1ミリシーベルトの1,000分の1。ちなみに飛行機で東京ーニューヨーク間を往復した場合に受ける被ばく量が、約0.2ミリシーベルト(=200マイクロシーベルト)と言われています。

2 区の空間放射線量別対応

区内において、地上1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト(子どもが使用する区施設にあっては、地上1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト)以上の空間放射線量が測定された場合は、次のように対応します。(表2-4-9)

- ① 再度詳細な測定を行い、地上1メートルでの空間放射線量を記録します。
- ② 側溝の泥の除去、落葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングなどの簡易な除染を行います(毎時1マイクロシーベルト以上の空間放射線量が計測された場合は、国や都と連携して対応します)。
- ③ 地上1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト以上の空間放射線量が民有地で測定されたと通報があった場合は、個人情報に留意し、土地所有者の了解を得ながら対応を行います。
- ④ 区ホームページなどで公表します。

表2-4-9 空間放射線量別対応一覧

単位: μ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

区分	1.00以上**	1.00未満~0.23以上	0. 23未満
区内全般	測定・除染・国への連絡	-	_
子どもが使用する区施設(区	測定・除染・国への連絡	測定・除染	_
立公園・幼稚園・保育園・学			
校、私立保育園などの子ども			
が常時立ち入る公共的な場所			
で、区有地など区が管理する			
場所に限る)			

※ 国の基準では、「周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い場所」としていますが、板橋区では周辺の放射線量が毎時0.1マイクロシーベルト以下のため、便宜的に毎時1マイクロシーベルトの放射線量としています。

3 空間放射線量測定(定点測定)

板橋区においては、2011(平成23) 年6月13日より空間放射線の測定を板橋 区役所正面玄関付近で、以下のとおり平 日に毎日実施しています。測定結果については、区ホームページで公開しています。

① 測定場所

板橋区役所 正面玄関付近

② 測定日時

平日午前10時

③ 測定機器

シンチレーション式サーベイメータ (日立アロカメディカル製TCS-172B)

④ 測定方法

地上1メートルの高さで職員による簡易な測定を実施し、90秒3回の繰り返しによる平均を測定値としています。

⑤ 測定結果

空間放射線量は対応基準値以下であり、 低下傾向にあります。(3か月ごとの平 均値)(表2-4-10)

■ 測定時の様子



表2-4-10 空間放射線量測定結果

単位: μ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
2011(平成23)年度	0. 11*	0. 10	0. 09	0. 09
2012(平成24)年度	0. 08	0. 08	0. 08	0. 08
2013(平成25)年度	0. 08	0. 08	0. 07	0. 07
2014(平成26)年度	0. 07	0. 07	0. 07	0. 07
2015(平成27)年度	0. 07	0. 07	0. 07	0. 07
2016(平成28)年度	0. 07	0. 07	0. 07	0. 07
2017 (平成29) 年度	0. 07	0. 07	0. 07	0. 07
2018(平成30)年度	0. 07	0. 07	0. 07	0. 07

※ 平成23年6月の測定結果の平均値

4 測定機器(簡易型)の貸出

区では、区民のみなさん自身で自宅な どの身近な場所の放射線量を測定するこ とが不安解消につながると考え、放射線 量を測定する機器を貸出しています。

① 貸出概要

1日単位(祝日・年末年始を除く月曜~金曜の9時~16時30分)

同一世帯・同一団体につき1台、1月1回のみの貸出し

② 貸出機器

シンチレーション式サーベイメータ (5台)

③ 対象

区内在住の方、区内の団体

④ 申込

前月6日(閉庁日の場合は6日以降の最初の開庁日)の朝9時から受け付け。

電話で環境政策課生活環境保全係(3579-2594)へ。

第3節 騒音・振動

1 道路交通騒音•振動

(1) 道路交通騒音・振動の概況

区内には、交通量の多い幹線道路である国道、都道や高架の首都高速道路が縦横に走っており、幹線道路沿道では、夜間(22時から翌6時まで)における騒音が要請限度(※)を超えることもあります。

区では区内の自動車公害の状況を全般的に把握するため、騒音を24時間常時測定しているほか、区内全域で一定期間ごとに移動調査を実施しています。

なお、騒音に係わる環境基準は、騒音のエネルギーの平均値(等価騒音レベル [LAeq])で評価されます。

※ 要請限度:騒音及び振動がこの一定の限度を超えた場合に公安委員会に対して、区長は道路交通法の規定による措置をとるよう要請ができます。

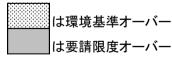
1 常時測定結果

測定室において騒音レベルを常時測定しており、常時測定結果の年度別時間帯別基準適合状況は表2-4-11のとおりです。常時測定の経年推移はほぼ横ばいで、2008(平成20)年度以降要請限度を超えている地点はありません。

表 2-4-11 年度別時間帯別基準適合状況

単位:dB

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	環境 基準	要請 限度
西台測定室	昼間	68	68	69	68	_	_	_	_	_	_	70以下	75以下
四口则足至	夜間	64	64	64	64	1	1	1	1	1	-	65以下	70以下
上板橋測定室	昼間	70	70	71	71	71	71	71	71	71	74	70以下	75以下
上 似 信 別 化 主	夜間	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	65以下	70以下
三園測定室	昼間	61	62	61	61	61	62	61	61	61	61	70以下	75以下
二国则足主	夜間	58	58	58	58	58	59	59	59	59	58	65以下	70以下
相生町測定装置	昼間	_	_		_	_	68	68	67	67	67	70以下	75以下
111工叫	夜間						66	65	66	64	64	65以下	70以下



② 移動調査結果

図2-4-12のとおり幹線道路を中心とした17地点において騒音、振動、交通量の移動調査を実施しています。2018(平成30)年度の調査結果は表2-4-12のとおりで、騒音は17地点中、昼間で

11地点・夜間で3地点だけが環境基準を満たしました。また、昼間で要請限度を超えた地点はなく、夜間では3地点が要請限度を超えていました。振動が要請限度を超えた地点はありませんでした。



図2-4-12 調査地点図

表2-4-12 2018 (平成30) 年度自動車公害調査結果表

調								大型車	騒音(d	B(A))	振動	(dB)
査		調査地点名	用途地域	調査月日	道路名	車線	交通量 (台/日)	混入率	L,		L	
名								(%)	昼	夜	昼	夜
	1	板橋二丁目67番地先(板橋区役所)	商業	平成30年7月9日 ~7月12日	中山道	7	32,010	5.0%	68	66	47	45
総	2	高島平一丁目9番地先(大東文化大学)	準住居	平成30年10月1日 ~10月4日	補助201号 高速5号	6 4	21,762 71,856	4.2%	68	64	43	43
合調	3	双葉町42番地先(板橋第八小学校)	近隣商業	平成31年1月21日	環状7号	4	50,472	7.7%	67	65	53	52
査	4	蓮根三丁目6番地先(蓮根福祉作業所)	準住居	平成30年10月15 日~10月18日	補助202号	4	27,588	7.5%	70	68	48	44
	5	南常盤台二丁目8番地(南常盤台公園)	近隣商業	平成30年10月9日 ~10月12日	川越街道	4	43,776	6.0%	70	70	49	49
	6	熊野町25番地先	商業	平成30年7月3日 ~7月4日	環6+高速5号	6+4			71	68	53	51
	7	大山町13番地(板橋第六小学校前)	商業	平成30年9月27日 ~9月28日	川越街道	4			72	71	43	41
	8	本町41番地先(東京都交通局板橋変電所)	商業	平成30年11月29 日~11月30日	中山道+高速5号	6+4			74	72	41	41
	9	小茂根四丁目9番地(武蔵野病院前)	近隣商業	平成30年10月22 日~10月23日	環状7号	4		\	72	70	56	55
	10	大原町6番地先(大原社会教育会館)	商業	平成30年9月13日 ~9月14日	中山道	5		\	71	71	51	48
基礎	11	東坂下二丁目20番地(東清掃事務所)	近隣商業	平成30年10月25 日~10月26日	中山道	4	\	\	69	67	46	44
譋	12	小豆沢四丁目29番地先	工業	平成30年9月10日 ~9月11日	環状8号	4	28,806	7.8%	69	67	43	40
査	13	稲荷台22番地先(東京電力稲荷台変電所)	近隣商業	平成30年11月1日 ~11月2日	環状7号	4	53,778	6.6%	70	69	56	56
	14	熊野町11番地(熊野町交差点)	商業	平成30年10月30 日~10月31日	環6+川越街道 +高速5号	9+6+8			70	68	53	53
	15	高島平六丁目1番地先(トラックターミナル)	準工	平成31年1月16日 ~1月17日	新大宮バイパス +高速5号	9+4			70	68	46	46
	16	赤塚七丁目25番地先	1種住居	平成30年11月12 日~11月13日	新大宮バイパス	2	24,282	8.6%	67	65	51	51
	17	赤塚新町三丁目3番地先	近隣商業	平成31年1月28日 ~1月29日	川越街道	4			71	70	42	41

*76 (数字は例)要請限	度オーバー 注1	1) 大型車については、プレートナンバー1, 2, 8, 9(大型車)による区分。
*71 (数字は例) 環境基	準オーバー 注2	2)交通量は、ビデオカメラで撮影(正時より10分値の6倍) 土、日のデータは除く

(2) 道路交通の騒音・振動対策

(1) 自動車騒音の単体規制

1970 (昭和45) 年の騒音規制法改正によって自動車騒音が規制対象となり、許容限度が定められました。法改正以降規制はされてきたものの、自動車交通量の増大等により自動車交通騒音の改善には至りませんでした。

② 騒音の沿道対策

ア 道路整備による対策

環境施設帯(植樹帯、遮音壁、歩道、 自転車道等)の整備、路面の補修や低騒 音舗装等の対策が考えられることから、 現在、主要な幹線道路である国道(中山



■裏面吸音板■

裏面吸音板は、下からの音の反射音を 低減させるはたらきがあります。



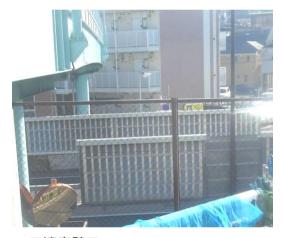
■環境施設帯(写真は植樹帯) ■ 環境施設帯は、幹線道路の沿道の生活 環境保全のために設置されます。

道、新大宮バイパス等)や都道(環状七号線、環状八号線、高島通り等)では、 以下のような対策がされています。

これら以外の沿道対策として「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が、道路交通騒音による障害の防止と、沿道の合理的な土地利用を図ることを目的として制定されています。

イ 交通規制等の要請

騒音規制法や振動規制法では許容限度 (要請限度)を定めています。騒音や振動がこの限度を超え、周辺の生活環境が 著しく損なわれていると認めるときは、 区長は公安委員会に対して交通規制をと



■遮音壁■

遮音壁を設けることによって回り込む 音のエネルギーが小さくなります。



■低騒音舗装■

車が走行する際の接地音やエンジン音 の路面反射を吸収・低減させます。 るよう要請したり、道路管理者に対して 道路構造の改善等について意見を述べた りすることができるとされています。

しかし、夜間の幹線道路沿道には騒音 の要請限度を超えている地点があるもの の、交通規制による騒音レベルの低減効 果は限定的であると思われることから要 請には至っていません。

③ 道路交通振動について

2 鉄道騒音

(1) 鉄道騒音の概況

区内には東武東上線、都営三田線、東京メトロ有楽町線および副都心線、JR埼京線、東北・上越・北陸新幹線が走っています。現在、在来線に対する騒音の環境基準はなく、新幹線のみが定められています。

(2) 新幹線における騒音

図2-4-13において、軌道から12.5 m と25.0 m の地点で新幹線の騒音測 定を毎年実施しています。

測定結果は表2-4-13のとおりです。 2018(平成30)年度は環境基準値 (75デシベル)を上回っておらず、過去 10年間においても環境基準は超過してい ません。





■ 新幹線鉄道騒音測定の様子

表 2-4-13 新幹線騒音経年変化

軌道からの距離		測定年度									
判したがらりに呼	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	
12.5 m (参考)	68	68	68	68	71	71	70	65	66	64	
25.0 m	67	68	67	68	71	70	69	65	65	62	

(3) 在来線における騒音

図2-4-14において在来線の騒音測定を実施しています。当該地点における在来線に対する環境基準は存在しませんが、参考に騒音を測定しています。測定結果は表2-4-14のとおりです。

※調査地点について、2013(平成25) 年度まで常盤台3丁目にて測定を実施していましたが、2014(平成26)年度から成増3丁目に移動するとともに自動測定へ移行しました。

表2-4-14 騒音測定結果(等価騒音レベル:LAeg)

単位:デシベル dB

	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
昼	(7~22時) 12.5m	66	64	66	64	66
夜	(22~7時) 12.5m	59	60	61	59	62

(4) 鉄道騒音 • 振動対策

① 新幹線における騒音対策

新幹線騒音の主な騒音発生原因は、高速走行することで発生する風切り音や駆動音などが挙げられます。騒音対策として有効な方法は、大きく分けて以下の2種類に分けられます。

ア 発生した後の音を小さくする方法

現在行われている対策は、騒音レールの防震ゴムや防音壁などが挙げられます。

イ 発生源である新幹線から発生する音自体 を小さくする方法

既存車両の改造や新型車両の開発などが対策として挙げられます。



■ 在来線鉄道騒音測定の様子

これまで区内を走行する新幹線騒音は 環境基準が満たされてきましたが、さら に近年、従来走行していたE2系やE3系、 E4系の新幹線より走行音の小さなE5系 やE6系、E7系といった新型車両が相次 いで開発され、新型車両の運行割合が増 加したことで騒音レベルはさらに小さく なりました。

② 在来線における騒音対策

在来線の主な騒音発生原因は車輪やレールの継ぎ目による騒音、電車自体の駆動音などが挙げられます。現在の騒音対策として車輪の研磨、ロングレール化の促進、軌道の改良などが行われています。

在来線については、新線を建設する場合には等価騒音レベルで昼間(7時から22時まで)は60デシベル以下、夜間(22時から翌日7時まで)は55デシベル以下とするとの指針が1995(平成7)年12月に環境省より出されています。

3 工場・事業場等の騒音・振動対策

騒音・振動の固定発生源としては、工 場・事業場、建設作業、深夜営業騒音な どがあります。これらの騒音・振動は、 騒音規制法・振動規制法と東京都環境確 保条例により規制・指導しています。

(1) 工場・事業場

区では、工場・事業場に対して騒音・振動などの監視及び調査を実施し、発生源の究明や防止対策の改善指導などを行っています。騒音の対策は、壁に吸っています。騒音の対策は、壁に吸っています。騒音の対策は、壁にして音が外に漏れないようにするとも低騒音型の機械に取り替える方法をどが考えられます。なお、夜間の作業を避けたり、窓や出入口を閉めて作業することも必要です。

また、振動の対策は、機械の基礎を防振基礎とすることや低振動の機械に入れ替える方法などが考えられます。

(2) 建設工事

騒音規制法・振動規制法では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業や、バックホウ、ブルドーザーなど(低騒音型を除く)を使用する掘削作業等を特定建設作業として規制基準や作業時間を定めています。特

定建設作業を行う場合は、事前の届出が必要で、区では届出を受理するときに、付近住民へ工事内容を説明することや、工法を工夫し騒音・振動をできるだけ減らすことなどを指導しています(表2-4-15、表2-4-16)。

(3) 深夜営業騒音

東京都環境確保条例では、住居地域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店、ガソリンスタンド、ボーリング場、バッティングセンター、スイミングプール、ゴルフ練習場などの営業や材料置場における搬入搬出などの作業について、規制基準を超える騒音を発生させることが禁止されています。

また、都内全域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店の営業におけるカラオケ装置やステレオなどの音響機器は、原則、使用が禁止されています。

これらの騒音は、苦情が発生してから 防音工事等の指導を行うため、難しい面 もありますが、「窓を閉める」、「ボリ ュームを絞る」などによりかなりの防音 効果があります。

表2-4-15 騒音規制法による特定建設作業 (2018 (平成30) 年度)

_		
	作 業 の 種 類	届出件数
1	くい打機等を使用する作業	9
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	299
4	空気圧縮機を使用する作業	12
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6	バックホウ、ブルドーザー等を使用する作業	2
	- 合 計	322

表2-4-16 振動規制法による特定建設作業 (2018 (平成30) 年度)

	作 業 の 種 類	届出件数
1	くい打機等を使用する作業	10
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	1
4	ジャイアントブレーカーを使用する作業	195
	슴 計	206

第4節 悪臭対策

1 悪臭公害の現状

「におい」のある物質は20万種とも 40万種とも言われていますが、悪臭は、 この有臭物質が低濃度の状態で混合し、 複合してできた「におい」を人の嗅覚に よって不快・嫌悪として感じる公害です。 つまり、悪臭公害は、騒音・振動と同様 に感覚公害と呼ばれる生活に密着した問 題です。このため、悪臭公害は、大規模 な発生源が広域的に被害を及ぼすような ことは少なく、近隣の工場・事業場によ る局地的な被害として苦情が寄せられる のがほとんどです。悪臭の発生源として は、印刷業・食料品製造業・窯業・土石 製品製造業等の工場・事業場や、ごみの 焼却・建設工事の防水工事などがありま す。悪臭の苦情は、1998(平成10)年 度には123件のうち焼却による悪臭が約 半分を占めていましたが、その後「エコ ポリス板橋クリーン条例」での焼却自粛 指導、東京都環境確保条例での焼却禁止 指導によって悪臭の苦情自体が減少傾向 にあります。(図2-4-15)

2 悪臭規制

工場・事業場の悪臭に関しては、悪臭 防止法と東京都環境確保条例により、規 制・指導をしています。これまで、国は 悪臭防止法で1972(昭和47)年5月か らアンモニア等の特定悪臭物質(現在22 物質が指定されています)を、濃度で規 制する「物質濃度規制方式」で悪臭規制 を行ってきました。しかし、都市におけ る悪臭の原因は、前掲のように、一つの 物質であることはまれであり、多くの物 質が複合したものです。そのため、物質 濃度規制方式では苦情等への対応が困難 となっていました。このような状況から、 国は1995(平成7)年から物質濃度規制 に加えて、物質を特定しない臭気濃度に よる規制方式を基礎にした「臭気指数規 制方式」も適用できるように法を整備し てきました。

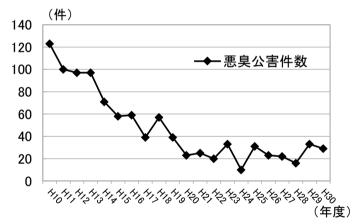


図2-4-13 悪臭公害の経年変化

改正前

東京都環境確保条例

対 象:工場、指定作業場、苦情

規制方法:臭気濃度(排出口、敷地境界)

悪臭防止法

対 象:工場その他の事業活動に伴って

発生する悪臭

規制方法:物質濃度(アンモニア等22物質)

臭 気 規 制 導 入

改正後

	東京都環境確保条例	悪臭防止法			
対	象:①工場、指定作業場、届出時等の	対 象:工場その他の事業活動に伴って			
	審査	発生する悪臭			
	②事業活動を除く苦情				
	規制方法	: 臭 気 指 数			

図2-4-14 東京都環境確保条例と悪臭防止法の関係

一方、東京都では1978(昭和53)年 4月から東京都公害防止条例〔2001(平 成〕13年4月から現在の東京都環境確保 条例〕により、人の臭気感覚で行う三点 比較式臭袋法を用いて測定する「臭気濃 度規制方式」により規制を行って式濃 た。この方式は、国が都の規制方式に則 した方式も採用できるように悪臭防止法 の整備を図ったことから、都は、悪臭防 止法の規制基準の公示を物質濃度規制か ら臭気指数規制に変更することとしまし た。そこで、2001(平成13)年12月 に悪臭防止法の規制基準の告示変更を行うとともに、悪臭防止法と東京都環境確保条例の整合を図るため東京都環境確保条例を改正し、2002(平成14)年7月から悪臭の規制方式を臭気濃度規制方式から臭気指数規制方式に変更しました。

区では、悪臭発生工場等の重点調査を行うとともに、三点比較式臭袋法による臭気指数(2002(平成14)年度までは臭気濃度)調査を行い、処理設備の設置や維持管理を指導しています。

				住居系	系地 域	商業系・塗	丰工業地域	工業・工業専用地域	
				臭気指数	臭気濃度	臭気指数	臭気濃度	臭気指数	臭気濃度
敷	地	境	界	10	10	12	15	13	20
煙突等	等の排と	Lㅁ (ㅁ	径別)						
	(D. 6m未	満	31	1, 200	33	1, 900	35	3, 100
	0.6m	以上0.9	m未満	25	310	27	500	30	1, 000
	0.9m	n以上15	m未満	22	150	24	250	27	500
	排	出 7	水	26	_	28	_	29	_

表2-4-17 悪臭防止法・東京都環境確保条例による臭気指数規制(東京都告示)

- 注1) 臭気指数は、臭気濃度の対数の10倍値([臭気指数]=10×log[臭気濃度])
- 注2) 15m以上の排出口の基準は、周辺建物の状況などにより計算して求める
- 注3) 臭気指数規制は、「敷地境界線の規制基準」、「煙突等の気体排出口の規制基準」、 「排出水の規制基準」の3つからなる

年度	悪臭測定事業場数	文書改善指示	年度	悪臭測定事業場数	文書改善指示
平成 19	15	7	平成 25	6	1
平成 20	10	4	平成 26	5	1
平成 21	10	3	平成 27	10	6
平成 22	11	3	平成 28	7	8
平成 23	11	2	平成 29	6	3
平成 24	9	2	平成 30	7	2

表2-4-18 悪臭発生工場等の重点調査結果

(2005(平成17)年度から、悪臭の採取・分析を臭気測定認定事業所に委託しています。)



■ 排出口での臭気試料採取



■ 敷地境界での臭気試料採取

嗅覚測定法 (敷地境界・排出口の三点比較式臭袋法) の紹介

敷地境界における臭気は真空ビンで、そして排出口における臭気はポンプで採取袋に採取します。採取した臭気は規定量抜き取り、予め充填しておいた無臭におい袋に所定の希釈倍数になるよう注入します。

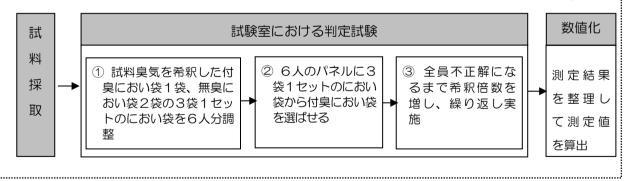
採取した臭気を注入した付臭におい袋1袋と、無臭におい袋2袋の合計3袋を、1セットとして臭気判定員(パネル:所定の嗅覚試験に合格した人)が判定します。パネル6人で、各人3袋のにおい袋を嗅ぎ、3袋のうち、付臭におい袋の判定作業を行います。更に希釈しながらこの判定作業において付臭におい袋を判定が不能になったパネルについては、作業は終了します。そして、付臭におい袋を判定できたパネルについては、更に臭いを希釈して、同様に判定作業を繰り返し、このパネルが無臭におい袋を判定するか判定することが不能となった時点で終了し、この測定結果を整理し測定値を算出します。



■ 3袋1セットのにおい袋



■ パネルの臭気判定風景



第5節 土壌汚染

1 土壌汚染対策の経過

板橋区では、最近の土壌汚染問題が起こる以前の1974(昭和49)年江東・江戸川区で起きた六価クロムによる土壌汚染事件を契機に、1975(昭和50)年に板橋区全域の土壌汚染調査を実施し、独自の汚染土壌の判断基準、汚染土壌の処理基準を設定し、工場跡地等への集合住宅建設予定地等に対する汚染土壌が別に出された。この汚染土壌の判断基準と処理基準は、その後に出された東京都や国の各種の基準等新しい知見を

もとに何回か改正されましたが、「板橋 区土壌処理基準及び実施細目」は、全国 に例のない独自の土壌汚染対策として長 く実施されてきました。この基準は、 2003 (平成15) 年2月に廃止され、土 壌汚染対策法と東京都環境確保条例の規 定に整合させた新しい「板橋区土壌汚染 調査・処理要綱」が制定されています。 東京都では、1977(昭和52)年から 「公共用地取得のための土壌汚染の判断 基準」を制定し、土壌汚染対策に着手し ています。また、1994(平成6)年に 「東京都汚染土壌処理基準及び細目」を 策定し、2000(平成12)年12月に東 京都環境確保条例により、土壌汚染対策 を条例化しています(2001(平成13) 年10月から施行)。国においては、平成 3年「土壌汚染に係る環境基準」を設定 するとともに、1999 (平成11) 年「土 壌・地下水調査対策指針及び運用基準」 を策定し、2002(平成14)年5月には 「土壌汚染対策法」を制定、2003(平 成15) 年2月から施行しています。

表2-4-19 板橋区・東京都・国における土壌汚染対策の経過

	区分・年月	内			
	1975 (昭和50) 年 10月	・板橋区内の土壌汚染調査(区内203地点の土壌の分析を実施)			
	1976 (昭和51) 年 3月	・土壌汚染判断基準の設定(重金属9項目の含有・溶出基準設定)			
	1977 (昭和52) 年 4月	・工場跡地などの土壌汚染調査・処理指導開始			
	1977 (昭和52) 年 6月	・「板橋区中高層住宅団地建設等指導要綱」に土壌汚染調査条項を追加し、			
板		「板橋区中高層住宅団地建設等指導にかかわる公害対策指針(土壌汚染対			
橋		策)」策定			
区	1995 (平成 7) 年 12月	・「板橋区汚染土壌処理基準及び同実施細目」施行			
	1999 (平成11) 年 7月	・「板橋区汚染土壌処理基準及び同実施細目」改定			
	2001 (平成13) 年 4月	・「板橋区土壌汚染調査・処理基準及び同実施細目」制定			
	2003 (平成15) 年 2月	・「板橋区土壌汚染調査・処理要綱」制定・施行			
	2013 (平成25) 年 3月	・「板橋区土壌汚染調査・処理要綱」改正・施行			
	1977 (昭和52) 年 10月	・公共用地取得の土壌汚染判断基準制定(六価クロム、水銀)			
	1983 (昭和58) 年 11月	・公共用地取得の土壌汚染判断基準(鉛、銅など8項目追加)			
東	1994 (平成 6) 年 12月	・東京都汚染土壌処理基準及び細目の策定			
京	- 1 2000(平成12)年 12月 1・東京都環境確保条例制定、土壌汚染対策を条例化				
都	2001 (平成13) 年 10月	・東京都環境確保条例、土壌汚染対策の規定を施行			
, dia	2003 (平成15) 年 2月	東京都環境確保条例施行規則改正、東京都土壌汚染対策指針改定			
	2007 (平成19) 年 2月	・改正「東京都土壌汚染対策指針」施行			
	2010 (平成22) 年 4月	・改正「東京都土壌汚染対策指針」施行			
	1970 (昭和45) 年 12月	・農用地の土壌の汚染防止に関する法律(土壌汚染防止法)			
	1990 (平成 2) 年 8月	・有害物質が蓄積した市街地等の土壌を処理する際の処理目標			
		(地方公共団体の判断基準が提示された)			
	1991 (平成 3) 年 8月	・土壌の汚染に係る環境基準(土壌環境基準)			
	1994 (平成 6) 年 11月	・重金属等に係る土壌汚染調査・対策暫定指導指針策定			
	1997 (平成 9) 年 3月	・地下水の水質汚濁に関する環境基準			
国	1999 (平成11) 年 2月	・土壌・地下水調査対策指針及び運用基準策定			
	2002 (平成14) 年 5月	• 「土壌汚染対策法」制定			
	2003 (平成15) 年 2月	- 「土壌汚染対策法」施行			
	2009 (平成21) 年 4月	- 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」制定			
	2010 (平成22) 年 4月	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」施行			
	2017 (平成29) 年 5月	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」制定			
	2018 (平成30) 年 4月	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第1段階施行			
	2019 (平成31) 年 4月	・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第2段階施行			

2 土壌汚染対策の枠組み

土壌汚染対策は、板橋区が独自の判断 基準を設定し土壌汚染の指導を始めて30 年以上が経過しました。その後、2001 (平成13)年10月から東京都が東京都 環境確保条例で土壌汚染の規制を、国が 2003(平成15)年2月から法律による 規制を開始し、全国的枠組みが完成しま した。

(1) 規制・指導の対象

- ・使用が廃止された特定有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地〔法第3条第1項〕(水質汚濁防止法、下水道法の特定施設で特定有害物質を使用していた工場・事業場の廃止)
- ・調査猶予中の土地における900㎡以上の 土地の改変法〔第3条第7項〕
- 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更〔法第4条〕
- ・工場等の土地における900㎡以上の土地 の形質変更〔法第4条〕
- ・土壌汚染による健康被害が生するおそれのある土地〔法第5条第1項〕
- ・自主調査を用いた区域指定の申請〔法第 14条〕

② 東京都環境確保条例

- ・工場・指定作業場が土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるとき 〔条例第114条〕
- ・地下水の汚染が認められる地域 〔条例第115条〕
- ・有害物質取扱事業者が工場・指定作業場 を廃止し除却するとき〔条例第116条〕
- 3,000㎡以上の土地を改変するとき 〔条例第117条〕

③ 板橋区土壌汚染調査・処理要綱

• 板橋区大規模建築物等指導要綱に規定す

る事業において、土地の改変を行うとき 〔要綱第2条〕(大規模建築物等指導要 綱の対象は、3階30戸以上の集合住宅建 設、延べ床面積2,000㎡以上の建築など)

(2)対象となる物質とその基準

① 法律の特定有害物質〔法第2条第1項〕

特定有害物質とは「それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害が生ずるもの」であり、次の2種類があります。

- 特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接 摂取することによるリスク(直接摂取リ スク)
- 特定有害物質が含まれる汚染土壌から特定有害物質に起因する地下水等の摂取によるリスク(地下水等の摂取によるリスク)

② 東京都環境確保条例、板橋区土壌汚染調 査・処理要綱の特定有害物質等

2003 (平成15) 年2月15日の法律の施行に合わせ、東京都環境確保条例施行規則、東京都土壌汚染対策指針を改正、板橋区では土壌汚染調査・処理要綱(以下「区要綱」という。)を制定し、対象物質(特定有害物質)、基準値、調査・測定方法も、法律に整合させました。

③ 特定有害物質と基準

特定有害物質は、法律の土壌汚染地域の指定基準に合わせて、東京都環境確保条例、区要綱とも、第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)、第2種特定有害物質(重金属等)、第3種特定有害物質(農薬等)の26物質が指定されています。全ての物質に地下水の摂取によるリスクの溶出量基準があり、第2種特定有害物質には、直接摂取リスクの含有量基準が定められています。

表2-4-20 特定有害物質と基準

			指定	基準	
	特定有害物質	調査方法	溶出量基準	含有量基準	
			(mg/検液10)	(mg/土壌1kg)	
	ジクロロメタン		0.02以下	_	
	四塩化炭素		0.002以下	_	
	1,2ージクロロエタン		0.004以下	_	
笙	1, 1, 1ートリクロロエタン		1以下	_	
第一種特定有害物質	1, 1, 2ートリクロロエタン		0.006以下	_	
特定	1,1ージクロロエチレン	土壌ガス調査	0.02以下	_	
有宝	1, 2ージクロロエチレン	土壌溶出量調査	0.04以下	_	
物質	トリクロロエチレン		0.03以下	_	
Ą	テトラクロロエチレン		0.01以下	_	
	1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	_	
	ベンゼン		0.01以下		
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)		0.002以下	_	
	カドミウム及びその化合物		0.01以下	150以下	
	シアン化合物		検出されないこと	50(遊離シアンとして)以	
				下	
第一	鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	
種特	六価クロム化合物	上棒凉山旱部木	0.05以下	250以下	
第二種特定有害物質	砒素及びその化合物	土壌溶出量調査 土壌含有量調査	0.01以下	150以下	
害物	水銀及びその化合物	上堠召付里嗣宜 	0.0005以下(かつアルキル	15以下	
質			水銀が検出されないこと)		
	ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	
	ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	
	セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	
第一	PCB		検出されないこと	_	
種	有機りん化合物	+ 棒 浓 山 早 珊 木	検出されないこと	_	
特定	チウラム	│ 土壌溶出量調査 │	0.006以下	_	
第三種特定有害	シマジン		0.003以下	_	
物	チオベンカルブ		0.02以下	_	

3 板橋区の土壌汚染対策実績

板橋区では、1975(昭和50)年から工場跡地を中心に土壌汚染の調査・対策を実施してきました。2001(平成13)年に東京都環境確保条例の土壌汚染対策規定が施行された以降は、土壌汚染調査・対策の届出件数が増加しており、

1993(平成5)年度から2018(平成30)年度の状況は、図2-4-17のとおりです。2018(平成30)年度は調査件数22件に対し9件(約41%)が基準を超過し土壌汚染対策を実施しています。

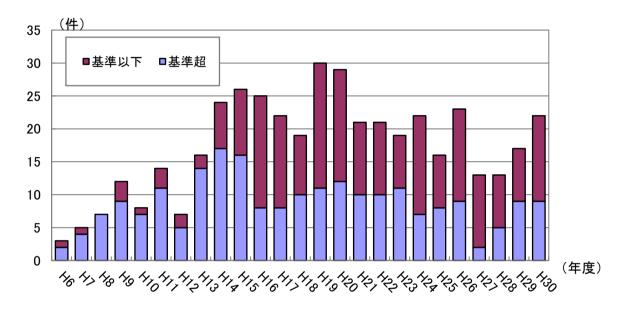


図2-4-15 土壌汚染調査実績

- ※ 基準とは、平成15年度以前は東京都又は板橋区の定めた基準であり、土壌汚染対 策法の基準ではない。
- ※ 各年度の件数は、土壌汚染調査開始の年度で算定している。

PCB特措法と板橋区のPCBの取り組みについて

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB 廃棄物)の適正な処理を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)」が、2001(平成 13)年に施行されました。PCB は 1954(昭和 29)年から 1972(昭和 47)年まで国内製造され、高圧トランスやコンデンサ、安定器等の絶縁油に使用されていましたが、カネミ油症事件をきっかけとして製造が禁止されています。特に高濃度 PCB 廃棄物はトランス、コンデンサは2021(令和 3)年度末まで、安定器等、汚染物は2022(令和 4)年度末までの処理期限が定められています。板橋区では2019(平成31)年度に1977(昭和52)年度末までに竣工した施設、街灯、公園灯について全数調査を行い、確認された高濃度 PCB については期限までに処理を行う予定です。

第6節 有害化学物質対策

現在、日本において約5万種類以上の 化学物質が流通していると言われていま す。これらの中には、発ガン性、生殖毒 性等多様な毒性を持つものが存在し、大 気・水などの様々な媒体を経由して、人 や生態系に影響を与える恐れがあります。 このため、様々な対策を推進するととも に、環境リスクの低減の視点からの取り 組みを行っています。

1 大気汚染防止法及び東京都 環境確保条例による規制

工場等における事業活動に伴い発生する大気汚染物質に関して、その排出等を規制・指導する法令としては、「大気汚染防止法」と「東京都環境確保条例」があります。

(1) 大気汚染防止法による規制

① 有害物質

有害物質は、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として5種類の物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)が定義され、ばい煙発生施設に対して排出基準が定められています。

② 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるものとして定義されています。中央環境審議会において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質が示され、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質については優先取組物質とされています。

③ 指定物質

有害大気汚染物質のうち、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質を指定物質として定義し、3物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)について指定物質抑制基準が定められています。また、この3物質に、ジクロロメタンを加えた物質について有害化学物質の環境基準が定められています。

区では、2000(平成12)年度から板橋第八小学校屋上・北野小学校屋上・舟渡小学校測定室の3か所でベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を開始しました。平成14年度からはジクロロメタンを加え4物質の調査を行っています。

表2-4-21 優先取組物質

	<i>></i> (= : = :	- 0 (1 = 1 = 2)	
1	アクリロニトリル	13	テトラクロロエチレン
2	アセトアルデヒド	14	トリクロロエチレン
3	塩化ビニルモノマー (別名:クロロエチレン、塩化ビニル)	15	トルエン
4	塩化メチル(別名:クロロメタン)	16	ニッケル化合物
5	クロム及び三価クロム化合物	17	ヒ素及びその化合物
6	六価クロム化合物	18	1, 3-ブタジエン
7	クロロホルム	19	ベリリウム及びその化合物
8	酸化エチレン(別名:エチレンオキシド)	20	ベンゼン
9	1, 2-ジクロロエタン	21	ベンゾ [a] ピレン
10	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	22	ホルムアルデヒド
11	水銀及びその化合物	23	マンガン及びその化合物
12	ダイオキシン類		

表2-4-22 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準(年平均値)
ベンゼン	3 μg/m³ 以下
トリクロロエチレン	130 μg∕m³ 以下
テトラクロロエチレン	200 μg/m³ 以下
ジクロロメタン	150 μg/m³ 以下

表2-4-23 2018 (平成30) 年度有害大気汚染物質の調査結果

調査地点\項目	ベンゼン (μg/m³)	トリクロロエチレ ン (μg/m³)	テトラクロロエチ レン (μg/m³)	ジクロロメタン (μ g/m³)
板橋第八小学校屋上※1	0. 69	1.4	0. 24	1. 7
北野小学校屋上※1	0. 53	1. 1	0. 14	1. 4
舟渡小学校測定室※1	0. 81	2. 0	0. 21	2. 2
(都)板橋氷川局平均	0. 82	1.0	0. 27	1. 7
都区部一般局平均	0. 92	1.4	0. 23	1. 6

^{※1} の測定地点は、年4回の調査の平均値

(2) 東京都環境確保条例による規制

有害ガスの規制基準値は2001(平成13)年4月に改正され、ふっ素及びその化合物をはじめ42物質について定められています。

表2-4-24 有害ガスの規制基準値

別表番号	有害ガスの種類	基準値(mg/m³N)
加权留与	ふっ素及びその化合物	坐 午厄(iiig/ iii 11/
2	シアン化水素	6
3	ホルムアルデヒド	70
4	塩化水素	40
5	アクロレイン	10
6	塩素	30
7	臭素及びその化合物	70 ただし、臭化メチルにあっては 20 0
8	窒素酸化物	200
9	フェノール	200
10	硫酸(三酸化いおうを含む。)	1
11	クロム化合物	0. 25
12	塩化スルホン酸	1
13	ピリジン	40
14	スチレン	200
15	エチレン	300
16	二硫化炭素	100
17	クロルピクリン	40

18	ジクロロメタン	200
19	1, 2-ジクロロエタン	200
20	クロロホルム	200
21	塩化ビニルモノマー	100
22	酸化エチレン	90
23	ヒ素及びその化合物	0. 05
24	マンガン及びその化合物	0. 05
25	ニッケル及びその化合物	0.05
26	カドミウム及びその化合物	1
27	鉛及びその化合物	10
28	メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルルール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、ベンゼン、トルエン、トリクロエチレン、下ラクロロエチレン、酢酸エチル、酢酸エチル、酢酸エチル、	これらの物質の合計が 800 ただし、ベンゼンにあっては100、 トリクロロエチレン及びテトラクロ ロエチレンにあっては300、メチル イソブチルケトン、トルエン及びへ キサンにあっては200を超えないこ と。

2 化学物質の適正管理

2001 (平成13) 年4月に「特定化学 物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律(化学物質排 出把握管理促進法、以下「PRTR法」と いう。)」が施行される以前は、人の健 康や生態系に被害をもたらす有害な化学 物質に対しては、個々の物質ごとに排出 基準を設け規制が行われてきました。し かし、私たちの身の回りには多種多様な 化学物質が流通しており、法律や東京都 環境確保条例による個々の物質規制だけ では、化学物質による環境汚染の防止が 困難になってきました。そこで、化学物 質の環境に対するリスクを適切に管理し、 未然防止の観点に立った法律が施行され ました。また、東京都環境確保条例にも 化学物質の適正管理についての規定が設 けられました。

(1) PRTR法による化学物質の 適正管理

PRTR法は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

このPRTR法により、製造業、鉱業、電気事業、ガス業などの24業種で、従業員数が21人以上で、トルエン、キシレン、鉛等(第一種指定化学物質(462物質)を年間1トン以上、特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)を取り扱う事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられました。ただし、経過措置で、2001(平成13)年度、2002(平成14)年度の当初2年間は5トン以上(ただし、特定第一種指定化学物質については0.5ト

ン以上のまま)取り扱った事業者が対象となっていました。

特定第一種指定化学物質とは、人に対する発がん性があると評価されたもので特に注意を要する物質で、石綿、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物等15種類が指定されています。

① 全国の排出量・移動量の届出状況(2017(平成29)年度分)

PRTR法に基づき、全国で34,253事業所から届出がありました。業種別の届出事業所数は、燃料小売業(15,463)、化学工業(2,317)、下水道業(2,043)、金属製品製造業(1,800)、一般廃棄物処理業(1,715)が上位を占めています。表2-4-25では届出排出量・移動量上位10物質とその量を表したものです。

② 東京都の排出量・移動量の届出状況

PRTR法により届出のあった東京都の 2017(平成29)年度分の報告件数は 1,086件(全国の3.2%、全国34,253件) でした。

業種別届出状況では、燃料小売業 (648件)、金属製品製造業(68件)ー 般廃棄物処理業(53件)、化学工業 (43件)、下水道業(28件)、電気機 械器具製造業(27件)、高等教育機関 (25件)が上位を占めていました。

区市町村別の届出状況では、多い順に 大田区(84件)、八王子市(72件)、 文京区(59件)、板橋区(52件)、江戸川 区(51件)、足立区(50件)、世田谷区 (47件)となっています。

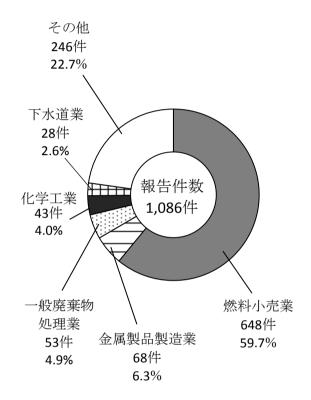


図2-4-16 業種別報告件数の割合

表2-4-25 届出排出量・移動量上位10物質とその量

対象化学物質		届出排出量•	届出排出量•	
物質 番号	物質名	移動量合計 (トン/年)	移動量割合 (%)	
300	トルエン	85, 622	22. 1	
412	マンガン及びその化合物	60, 618	15. 7	
80	キシレン	34, 449	8. 9	
87	クロム及び三価クロム化合物	20, 710	5. 3	
53	エチルベンゼン	18, 724	4. 8	
186	塩化メチレン	16, 898	4. 4	
392	ノルマル-ヘキサン	14, 059	3. 6	
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	13, 859	3. 6	
232	N, N-ジメチルホルムアミド	9, 547	2. 5	
71	塩化第二鉄	8, 370	2. 2	
	上位10物質の合計	282, 856	73. 1	
	合 計	387, 101	100.0	

③ 東京都内の全事業所及び全物質の届出排 出量・移動量

2017(平成29)年度の化学物質の排出量は1,593トン(全国の1.05%、全国152,017トン)、移動量は1,494トン(全国の0.64%、全国235,083トン)総届出排出量・移動量は3,087トンです。排出量・移動量の多い化学物質は、トルエン、ふっ化水素及びその水溶性塩、トリクロロエチレン、キシレンなどです。

環境への排出量(1,593トン)の内訳は、

- ・大気への排出 1,201トン (総届出排出量・移動量比 38.9%)
- ・公共用水域への排出 392トン (リ 12.7%)
- 土壌への排出 Oトン (リ O.0%)
- 事業所における埋立処分 Oトン (〃 O.O%)

でした。

事業所外への移動量(1,494トン)の内 訳は、

- ・廃棄物としての移動量 1,478トン (リ 47.9%)
- 下水道への移動量 16トン (リ 0.5%)

でした。

(2) 東京都環境確保条例による 化学物質の適正管理

2000 (平成12)年12月に、都は「東京都公害防止条例」を全面改正し、「東京都環境確保条例」を新たに制定しました。この中で、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる、六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの57項目の化学物質(「適正管理化学物質」という)を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物

質への転換を促すとともに、有害化学物質の排出抑制を図る規定が設けられました。適正管理化学物質は、2003(平成15)年2月にほう素及びその化合物が追加され、さらに、2012(平成24)年12月に1,4-ジオキサンが加わり、現在は59物質(表2-4-26)となっています。

この東京都環境確保条例により、工場 又は指定作業場を設置している者で、適 正管理化学物質を年間 100kg以上取り 扱う者(「適正管理化学物質取扱事業者」 という)に、毎年度、その前年度の適正 管理化学物質ごとの使用量、製造量、製 品としての出荷量、排出量及び移動量の 把握と知事(区長)への報告が義務付け られました。

また、適正管理化学物質取扱事業者の うち従業員数が21人以上の事業所を設置 する者に、事業所ごとに、化学物質の取 扱時における排出の防止や事故時の安全 確保を効果的に行えるように、化学物質管理 た文書化したもの(「化学物質で区長)の 性状や製造工程などに応じた取り で文書化したもの(「化学物質で区長)への 提出が義務付けられました。さらに の提出が義務付けられました。さらに の提出が義務付けられました。 でで理指針が改正され、震災や事故等の 緊急時の対応策について記入する項目が 化学物質管理方法書に追加されました。

表2-4-26 適正管理化学物質一覧

番号	物質名	番号	物質名
1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	PCB
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸	49	ヘキサン
	塩を除く無機シアン化合物)	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン

表2-4-27 適正管理化学物質使用量等報告及び化学物質管理方法書受理件数

単位:件

	年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
適正管理化学物質	工場	94	74	79	64	71	68
使用量等報告書	指定作業場	61	56	52	46	49	48
化学物質	工場	1	9	0	1	2	2
管理方法書	指定作業場	1	6	1	1	0	1

第7節 公害の未然防止

工場や事業場等には公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、事前の認可や立入調査等を行うことが定められています。

1 工場認可制度

東京都環境確保条例では一定規模の物品の製造、加工又は作業を常時行う事業 場等を工場として、規制基準の遵守、認可申請及び各種届出、公害防止管理者の設置などを義務付けています。また、違反した場合は、改善命令や操業停止命令等の処分を定めています。

(1) 工 場

東京都環境確保条例では、①定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場、②定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する縫製、印刷、金属の打抜きなど14種類の事業場、③塗料の吹付け、金属の鍛造、インク又は絵具の製造など43種類の事業場を東京都環境確保条例上の工場と定めています。

(2) 工場認可申請

工場を設置しようとする者は、あらかじ

なめし革・同製品・毛皮製造

窯業・土石製品製造業

鉄鋼業

(3) 板橋区の工場

2019 (平成31) 年3月末現在の板橋 区内の認可済工場数は、3,459工場です (表2-4-28)。

工場の業種では、印刷・同関連業が最も多く、次いで一般機械器具製造業、金属製品製造業となっており、区の地場産業を形成しています。また、用途地域別にみると、工場の約50%(1,738工場)が工業系の地域に立地し、商業系の地域には約17%(588工場)、住居系地域には約33%(1,133工場)が操業しています(図2-4-19)。

表2-4-28 极情区内仍認可済工場数(2019(平成31)年3月末現任)					
	業 種	件数		業 種	件数
	食料品製造業	229		非鉄金属製造業	49
	飲料・たばこ・飼料製造業	4		金属製品製造業	373
	繊維工業	16	製	一般機械器具製造業	407
	衣服・その他の繊維製品製造	49		電気機械器具製造業	79
	木材・木製品製造業	108	造	輸送用機械器具製造業	123
製	家具・装備品製造業	48		精密機械器具製造業	362
	パルプ・紙・紙加工品製造業	107	業	情報通信機械器具製造業	12
造	印刷・同関連業	725		電子部品・デバイス製造業	26
	化学工業	40		その他の製造業	76
業	石油製品・石炭製品製造業	1	++	洗濯・理容・美容・浴場業	61
	プラスチック製品製造業	142	ĺí	廃棄物処理業	9
	ゴム製品製造業	10	業ビュ	自動車整備業	269

9

18

15

表2-4-28 板橋区内の認可済工場数(2019(平成31)年3月末現在)

その

合

その他の事業サービス業

計

43

49

3, 459

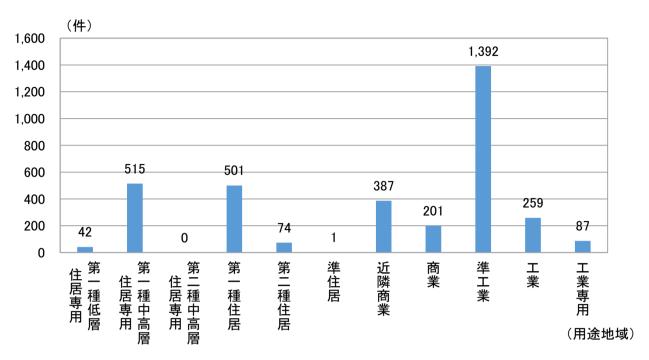


図2-4-17 用途地域別認可工場数(2019(平成31)年3月末現在)

2 指定作業場届出制度

東京都環境確保条例では、工場には該当しない事業場で公害発生の恐れのある事業場等を「指定作業場」と定義して、工場と同様に規制基準の遵守、設置等の届出等を義務付けています。

(1) 指定作業場

自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、材料置場、下水処理場、ボイラーや焼却炉などを有する施設等に加え、2001(平成13)年4月の東京都環境確保条例の施行により、試験・研究機関や廃棄物の積替え保管場所等32種類の事業場を「指定作業場」と定義しています。

(2) 指定作業場設置届

指定作業場を設置しようとする者は、 工場と同様に、設置に先立って作業場の 建物、機械設備、作業内容等を記載した 届出書を区に提出しなければなりません。 届出者は、受理された日から30日を経過 した後でなければ工事に着手できません。これは、届出が受理された後、区が記載内容の審査や設置予定場所の実査を行って、支障がある場合は届出受理日から30日以内に限り計画の変更を命ずることがあるからです。

(3) 板橋区の指定作業場

2019 (平成31) 年3月末現在の板橋 区内の指定作業場数 (32種類) は、 1,177件です(表2-4-29)。

表2-4-29 板橋区内の届出済指定作業場(2019(平成31)年3月末現在)

指 定 作 業 場 の 種 類	件数
レディミクストコンクリート製造場	0
自動車駐車場	750
自動車ターミナル	8
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド	56
自動車洗車場	6
ウエスト・スクラップ処理場	5
廃棄物の積替え場所又は保管場所	26
セメントサイロ	0
材料置場	30
死亡獣畜取扱場	0
と畜場	0
畜舎	0
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	1
工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	0
臭化メチル等を使用する食物の燻蒸場	2
めん類製造場	13
豆腐又は煮豆製造場	5
砂利採取場	0
洗濯施設を有する事業場	196
廃油処理施設を有する事業場	0
汚泥処理施設を有する事業場	0
し尿処理施設を有する事業場	0
汚水処理施設を有する事業場	0
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業所	0
ボイラーを有する事業所	46
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関を有する事業	1
焼却炉を有する事業所	5
地下水揚水事業場	3
浄水場	1
病院	8
試験・研究機関	14
合 計	1, 177

3 特定工場等と特定建設作業

騒音規制法や振動規制法では、特定の機械や施設を定め、その施設を有する工場や事業場等を特定工場等として、また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものを特定建設作業として規制指導を実施しています。

2018 (平成30) 年度の特定工場等と 特定建設作業の諸届受付件数は表2-4-30のとおりです。

(1) 騒音規制法

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械などを特定施設として定め、それを設置する工場や事業場を特定

工場等として規制対象としています。特定施設の設置・変更の際には、届出が必要です。また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに届出が必要です。なお、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることになります。

(2)振動規制法

振動規制法では、騒音規制法と同様の 規制をしています。振動を発生する特定 施設・特定工場等、特定建設作業が対象 になります。

表2-4-30	特定工場等の諸届受付件数	(2018)	(平成30)	年度)
182 4 00	13た工物分の間田文13斤数	$\langle ZO IO \rangle$	$(T^{\prime\prime\prime})$	+12/

	騒音規制法に基づく諸届件数			振動規制法に基づく諸届件数	Į
内	特定工場等の設置・変更届	13	内	特定工場等の設置・変更届	9
	特定工場等の使用全廃届	16		特定工場等の使用全廃届	16
	特定工場等の氏名変更届など	29		特定工場等の氏名変更届など	22
訳	特定建設作業実施届	330	訳	特定建設作業実施届	200
	合 計	388		合 計	247

注)特定建設作業の届出は、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

4 公害防止管理者の育成

(1) 東京都の公害防止管理者制度

東京都環境確保条例で定める規模以上の工場は公害防止管理者を選任し、公害の未然防止のための監督を行わせるよう定められています。2001(平成13)年4月から東京都環境確保条例の改正により、公害防止管理者の資格基準や、資格取得方法が改正されました。区における公害

防止管理者の選任率は、76%とまだ十分 な状況ではありません(表2-4-31)。

また、騒音規制法、振動規制法、大気 汚染防止法等による大規模な特定施設を 設置している工場には「特定工場におけ る公害防止組織の整備に関する法律」に より、工場の業種及び規模に応じて、国 家資格を持った公害防止管理者の選任が 義務付けられています。

表2-4-31 東京都公害防止管理者選任状況(2019(平成31)年3月末現在)

東京都公害防止 管理者資格	選 任 対 象 (人)	選 任 者 数 (人)	選 任 率 (%)
1 種	19	19	100
2 種	171	126	74
合 計	190	145	76

5 公害防止資金のあっ旋等

(1) 産業融資制度

事業者が公害防止対策を講じるための 資金を低利で調達できるよう、板橋区で は産業融資制度の対象として、融資あっ 旋と利子補給を行っています(表2-4-32)。

(2)アスベスト除去費用に対する 融資制度

区内の中小企業者(不動産貸付業を含む)の方は、工場、店舗、事務所、賃貸 共同住宅等のアスベスト撤去工事に産業 融資制度が利用できます。窓口は産業振 興課(3579-2172)です。

表2-4-32 設備資金融資

項目	内容
申込資格	業歴1年以上の法人及び個人
融資限度額	5,000万円以内
融資利率	長期プライムレート+0.2%以内
利子補給	60か月目まで融資利率×0.3 (上限1.0%)
融資期間	10年以内(据置1年以内を含む)
その他	① 金融機関との協議により、必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証をつけることになります。 ② この他にもご利用いただける制度があります。詳しくはお問合わせください。
窓口	産業経済部産業振興課産業支援グループ 電話(3579)2172

第8節 公害苦情の解決

区に寄せられる公害苦情・相談は、区 民の公害に対する意識や社会情勢の変化 を反映して、多種多様な内容になってい ます。また、公害苦情・相談は、公害対 策を進める上で、重要な情報となってい ます。

1 公害苦情•相談

区で受け付けた公害苦情・相談は、合計で年間3,000件を超え、その内容は、工場等を発生源とする被害に対する訴えや、開発に伴う土壌汚染、近隣住民の生活音の問題など様々です。

公害苦情とは、必要に応じて現地調査、

測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行うものです。それに対し、 公害相談は、電話等で寄せられた相談に 対して適切な助言を行うものです。

区では、騒音公害対策として指導・助言を行うとともに、区民及び事業者に向けて騒音計を貸し出しており、平成30年度は延83回の貸出実績がありました。

2018 (平成30) 年度に寄せられた公害苦情・相談は、図2-4-20に示すとおり3,048件で、このうち240件(7.9%)が公害苦情で、2,808件(92.1%)が相談でした。公害相談の内容の内訳は、図2-4-21のとおりです。

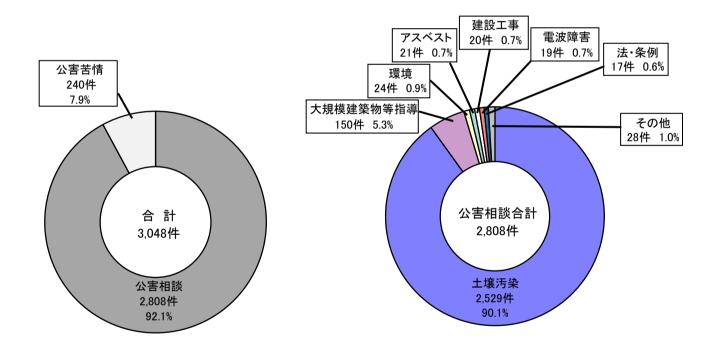


図2-4-18 公害苦情・相談受付件数

図2-4-19 公害相談の内訳

2 公害苦情の傾向

(1) 公害苦情の分類

公害苦情は発生源別と現象別により、 以下のように分類されます。

① 公害発生源

公害発生源は、次の4つに分類されます。

エ 場:東京都環境確保条例に定める 2.2W以上の原動機を使用する物品の製造・加工又は作業 を行うものなど。

指定作業場:東京都環境確保条例に定める 20台以上の駐車場、ガソリン スタンド、一定規模以上のボ イラーを使用する事業所など。

建設作業:騒音規制法・振動規制法に定めるくい打ちなどの特定建設作業、東京都環境確保条例に定めるパワーショベル等を用いる指定建設作業、その他の建設作業。

- 般:飲食店・喫茶店、学校・病院、 一般家庭など、上記3分類以 外のもの。

② 公害現象

大気汚染(ばい煙、粉じん、有害ガス)、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、土 壌汚染、地盤沈下の典型7公害をいいます。

(2) 最近の公害苦情の傾向

工場及び事業場に対する公害苦情は、 図2-4-22(発生源別)に示すとおり、 2018(平成30)年度における公害苦情 の発生源の種別では、建設作業が142件 (59.2%)と最も多く、次いで一般が 74件(30.8%)、工場が20件 (8.3%)、指定作業場が4件(1.7%) となっています。

現像別では図2-4-22(現象別)に示すとおり、騒音が135件(43.4%)と最も多く、次いで振動が49件(15.8%)、粉じんが46件(14.8%)となっています。

なお、1つの発生源で2つ以上の現象、 例えば、1つの工場から騒音と振動の現 象がある場合は、公害発生件数と公害現 象件数は異なります。

近年、ライフスタイルの多様化や人間関係の希薄化により、不快な外的要因に対する人々の不満が表面化した結果、生じる苦情が増えています。これらは法律や条例等では解決が困難なものも多く、快適な都市生活を維持するためには、ルールを守ること、コミュニケーションを図ることといった、社会生活における周辺環境への配慮が求められています。

続いて、公害苦情の最近の傾向を図2-4-23に示します

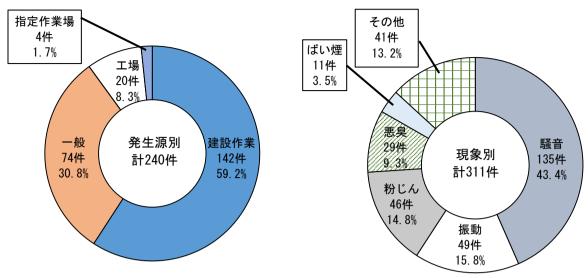
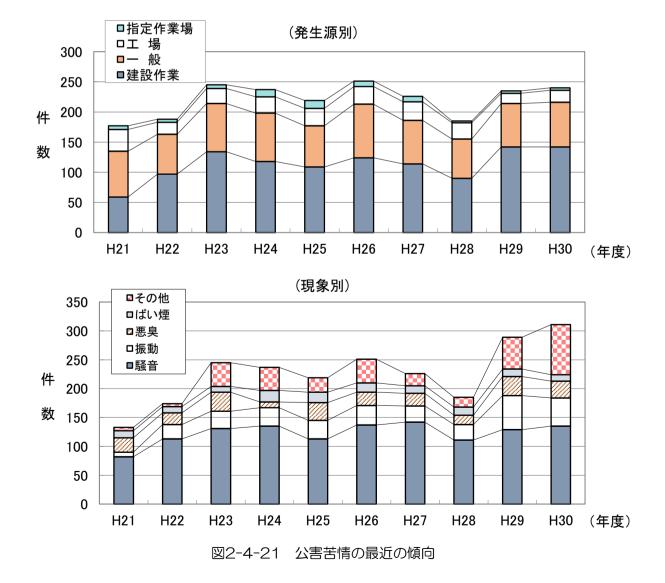


図2-4-20 公害苦情受付件数



(3) おもな公害現象別発生源

公害現象別の上位を占める騒音と振動 について、これらの発生源別の2018 (平成30)年度の統計を図2-4-24に示 します。

(騒音)

一般(36件)のうち、飲食店営業に伴う苦情が9件で、産業用機械作動による苦情は7件でした。また、工場では、家具・装備品製造業に対する苦情が2件

で最も多くなっています。建設作業では、 東京都環境確保条例に定める指定建設作 業が38件、騒音規制法に定める特定建 設作業が14件でした。

(振動)

苦情のうち、83.7%(41件)が建設作業に伴うもので、そのうち東京都環境確保条例に定める指定建設作業が23件で、振動規制法に定める特定建設作業が10件でした。

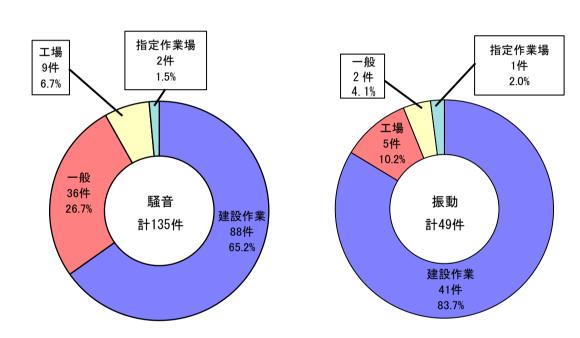


図2-4-22 公害現象別発生源

(4) 用途地域別公害苦情受付件数(2018(平成30)年度)

2018 (平成30) 年度における工場による苦情の65.0%は、工業系地域(準工業地域、工業地域、工業専用地域)で発生しています。一方、一般における苦情

の44.6%が、住居系地域(低層住居専用 地域、中高層住居専用地域、住居地域) において発生しています(図2-4-25)。

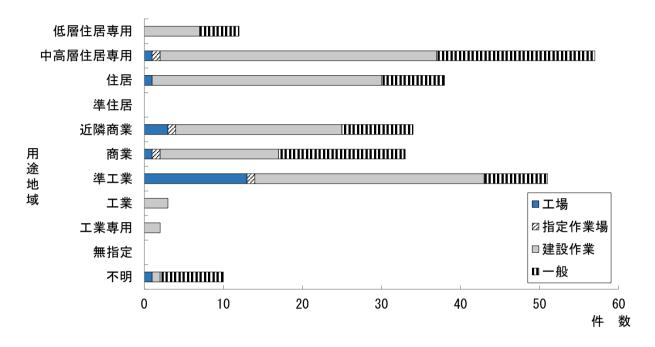


図2-4-23 用途地域別公害苦情受付件数

(5) アスベストの届出件数

大気汚染防止法に基づいて「吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材」が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業について特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要になります。また、規模要件等により東京都環境確保条例に基づいて、石綿飛散防止方法等計画届出書の提出が必要になります。

近年の届出状況は表2-4-33のとおりです。

表2-4-33 アスベストに関する届出

年度	件数
平成24	32
平成25	23
平成26	35
平成27	28
平成28	27
平成29	48
平成30	48

第9節 快適環境の創出

1 良好な都市景観

(1) 都市景観の概況

まちの景観に対する区民の関心は高まっており、まちづくりは効率・利便性だけでなく、地域の個性や、やすらぎを与える美しい街並みや自然、さらには歴史的な雰囲気などに配慮することが今まで以上に求められるようになっています。

板橋区の街並みを見ると、志村から赤 塚方面にかけて緑豊かな樹林地が残る崖 線が"みどり"の骨格軸を形成し、その 北側には憩いの水辺空間を創出している 荒川や新河岸川が"みず"の骨格軸を形 成しています。また、旧中山道沿いの旧 板橋宿や志村一里塚、薬師の泉など歴史 を感じさせるところもあります。一方、計 画的に整備された高島平の中高層住宅団 地とケヤキ並木通りは都市的で整然とし た住環境を形成し、閑静な低層住宅街と して開発された常盤台は心和む景観を見 せています。また、再開発事業によって 街の景観が一新した成増駅北口ではACT (アクト)が、浮間舟渡駅前にはアイタ ワーがそれぞれ、街のシンボルとしてそ びえています。

街は開発されるにつれ、緑や自然は喪失し、無秩序な開発は街の景観を乱すもとになります。緑豊かであった赤塚地域などは開発が進むにつれ、農地や自然が失われ、景観に与える影響も少なくありません。また、区内には道路などの都市基盤が未整備な地域に老朽化した木造住

宅が密集しているところもあり、景観面だけでなく防災面からの取り組みも求められます。私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史的遺産を保全する一方で、新たな都市景観を創出していかなければなりません。

(2) 良好な都市景観への取り組み

板橋区の景観に対する取り組みとしては、1990(平成2)年及び1992(平成4)年に、区内の好きな街並みや、懐かしい風景、お気に入りの建物などの写真を募集し、"活き粋いたばしまちなみ景観賞"として表彰しました。川越街道の五本けやきや中台地域のサンシティ、石神井川緑道など数十件にも及ぶものが褒賞され、板橋区の景観向上に大きな関心を集めました。

また、2002(平成14)年度には、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを、「板橋十景」として選定しました。「板橋十景」は、心に残る風景や風物、感動や安らぎを与えるものとして現在でも親しまれています。その他、2017(平成29)年度策定の

「板橋区都市づくりビジョン」では、 「街並み・景観の形成」として、区民主 体の活動と連携しながら、商店街、良好 な住宅地の街並み、崖線の緑、石神井川 の桜並木等の地域の特徴や地域資源を活 かした良好な景観を形成するとしていま す。

(3) 良好な都市景観への誘導

板橋区の良好な都市景観への誘導として、板橋区の地域特性や歴史性に配慮した、きめこまやかな景観まちづくりを進めるため、板橋区のめざすべき景観形成の方針を示す「板橋区都市景観マスタープラン」を2008(平成20)年度に策定しました。

届出制度では、建築物等の形態・意匠・色彩や緑化計画などについて景観協議を実施し、その協議内容に基づき、建築物等が建築されていくことで、少しずつですが周辺景観と調和した良好な街並みづくりが推進されていきます。

特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観に関するルールを定めることで、地区特性を生かした良好な景観の形成に取り組んでいます。

また、景観イベントなどの実施により、区民の皆様一人ひとりが景観の担い手であることをご理解いただき、景観まちづくりに取り組んでいただけるよう、普及啓発活動にも取り組んでいます。

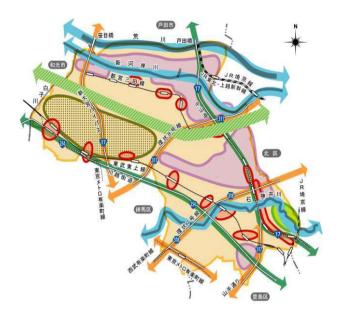
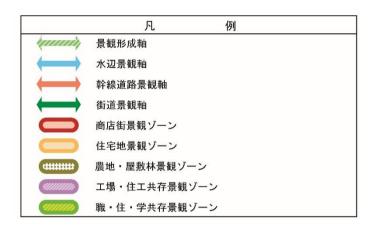


図2-4-24 板橋区の景観構造





■ 石神井川の桜

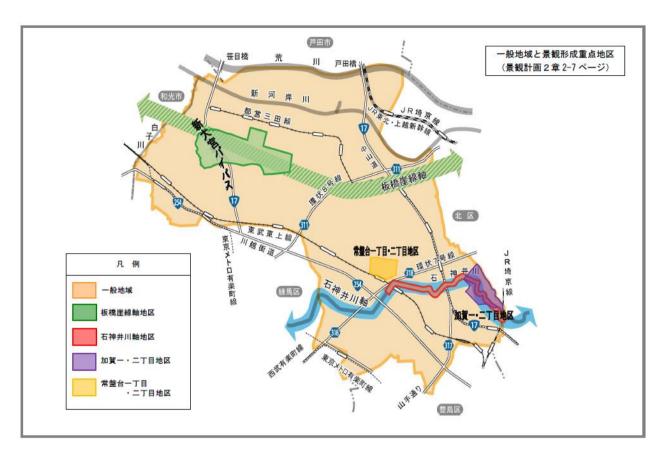


図2-4-25 一般地域と景観形成重点地区